

平成28年美浦村告示第135号

平成28年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月7日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成28年12月6日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成28年美浦村議会第4回定例会会期日程

日次	月 日	曜日	議事内容
1	12月6日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託
2	12月7日	水	○総務常任委員会(議案調査) ○経済建設常任委員会(議案調査)
3	12月8日	木	○厚生文教常任委員会(議案調査)
4	12月9日	金	○議案調査
5	12月10日	土	○議案調査
6	12月11日	日	○議案調査
7	12月12日	月	○議案調査
8	12月13日	火	○議案調査
9	12月14日	水	○本会議 ・一般質問
10	12月15日	木	○議案調査
11	12月16日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成28年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成28年12月6日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第2号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第6号)

議案第6号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第7号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第8号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第9号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願

請願第2号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願

請願第3号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君

11番 林 昌子君 12番 小 泉 輝 忠 君
13番 石 川 修 君 14番 沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	増 尾 嘉 一 君
保 健 福 祉 部 長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部 長	岡 田 守 君
教 育 次 長	堀 越 文 恵 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分開会

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成28年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

会場の響きがいいのかちょっと私の声がちょっとこもっておりますけども、聞き苦しいところはご了承いただきたいと思います。

平成28年も残り1カ月を切り、師走の慌ただしい中、朝夕の寒さは一段と身にしみる季節となってまいりました。11月には、東京で54年ぶり、茨城県では31年ぶりの雪が降り、冬の到来を早く感じさせる天候となりました。

議員各位におかれましては、日ごろより、村民が主役の行政において、村民の声を議会に反映すべく取り組まれておりますことに心より敬意を表します。

季節的には厳しい冬に向かいますが、各自ご自愛いただき、村政発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

今、国際的にはアメリカの大統領選挙で多くの予想を覆し、トランプ氏が当選をいたしました。トランプショックにより日本経済に混乱が起きるだろうとの臆測がありましたが、円安株高で推移し、予想以上の経済効果が期待されているところでもあります。

隣の韓国では、機密情報漏洩に端を発した幹部の逮捕をきっかけに、朴大統領の退陣を迫り弾劾も視野に入中、4月退陣との報道もあり、日中間の協議も混沌としている状況でございます。

今月には、ロシアのプーチン大統領が日本を訪問し、安倍首相の故郷山口県で日露経済連携、北方4島の協議をするとのこと。我が国固有の領土としての、主権を維持するためにも、有意義な結果を引き出すことに期待をしたいと思います。

美浦村では、11月3日に開催された産業文化祭に、例年のごとく村内の各種団体の協力や、村外からは災害協定を結んでいる茨城町、福島県の大玉村、地域間協定を結ぶ大洗町、新潟県の横越地区の参加をいただき、前年以上の盛況な開催ができました。

あわせて議員各位にもご参加、ご協力をいただき、御礼を申し上げます。

昨年、内閣府、地方創生推進室より地域再生計画を活用した新たな取り組みで、美浦村の地区計画の取り組みの、小さな拠点づくりが採択され、現在事業を進めております。地域交流館の建設とあわせて、スーパーカスミの建設も並行して進められております。名称も「地域交流館 みほふれ愛プラザ」に決定し、早期の完成が期待されているところでございます。美浦村の拠点づくりとして、賑わいあるまちづくりができれば、地方創生における日本の地域再生のモデルとして紹介される事業であると思います。

今月11日には、中山競馬場において「美浦ステークス」が開催されますが、議員各位にも美浦の馬の応援とご協力をお願いいたしたいと思います。あわせて、美浦村の物産品の販売も行いますので、ご支援方々よろしくお願いいたします。

今定例会の提出案件は、諮問第1号で、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第2号で、美浦村税条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を

改正する条例が1件、議案第5号で、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第6号）が1件、議案第6号で、平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第7号で、平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第8号で、平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第9号で、平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第10号で、平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件の11案件でございます。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決が賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

5番議員 塚本光司君

6番議員 岡沢清君

7番議員 飯田洋司君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から16日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣により委嘱を受け活動されておりますが、これまで委員の1人として人権にかかわる思想の啓発や、相談に当たってこられました坂本 実氏が、平成28年12月31日をもって任期満了となります。このため、後任の人権擁護委員の候補者といたしまして、鈴木 登氏を推薦いたしたく、

ご提案申し上げるものでございます。

鈴木氏の経歴につきましては、平成16年より美浦村舟子に在住で、昭和52年に大学を卒業後、学校教諭として稲敷私立江戸崎小学校をはじめ、平成13年からは教頭として、牛久市、利根町、河内町の小中学校に勤務され、平成27年3月定年退職まで、子供たちと向き合い、人権を尊重し熱意をもって教育に尽力を注いでこられました。

退職後は、今まで培った経験を活かし、美浦村のために貢献したいとの思いから、地域活動にも意欲的に参加され、また、人柄を見ましても見識が高く地域に精通した人望も深く、温厚温和で、人権尊重、思想の普及のため積極的に活動いただける、人権擁護委員に適した人材であります。

以上のことから、同氏を推薦いたしたく、ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村固定資産評価審査委員会の選任、設置につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところではありますが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員の内、村崎友春氏につきましては、12月21日をもって任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

村崎友春氏におかれましては、明朗にして堅実な人柄で、人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として、必ずご尽力くださるものと確信いたしております。

なお、経歴につきましては、別紙資料をご覧くださいませようお願いをいたします。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第2号 美浦村税条例の一部を改正する条例から
日程第13 議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算第3号までの9議案を一
括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号から議案第10号まで一括してご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第2号 美浦村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村税条例の一部を改正する条例につきましては、日本と台湾との間で、租税条約に相当する枠組みを構築するため、日台租税取り決めが、平成27年11月26日に民間取り決めとして署名されましたが、この取り決めは日本国内においては公的効力がないため、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」第8条における、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税等に関する法律の一部改正等によって、国内法整備が行われたことに伴い、美浦村税条例の一部に改正が生じたものでございます。

具体的な内容としましては、課税の取り扱いが異なる日本と台湾において、日本国内居住者が、台湾の投資事業組合等を通じ、日本の国内源泉所得となる利子所得または配当所

得等を得た場合に、日台租税取り決めにより源泉地国である日本においては、限度税率による課税または免税とすべきところ、当該組織体が台湾の国内法上課税客体として取り扱われる場合には、当該国内源泉所得に対する日本の課税が制限されることとなります。

その際、当該組織体を通じて所得を得た日本国居住者に対する課税権を制限されていないため、日台租税取り決めの上の制限によって、課税できていない部分について、取り戻しをすべく、当該利子額または配当額にかかわる所得に対し、申告分離課税等によって個人村民税所得割を課するよう規定したものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第3号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国居住者等の取得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正が行われました。

このことに伴い、国民健康保険税の課税の特例を求める所要の規定等の改正を行おうとするものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

以上、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第4号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

この美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、茨城県の医療福祉対策要綱等の改正に伴うものであり、内容につきましては、母子及び寡婦福祉法の改正による法律名称の変更、支給要件の一つである父子家庭の「父子」の定義に関する運用条項の変更を行おうとするものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

以上、美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第5号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。13ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億3,898万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億3,111万円とするものでございます。

今回の補正予算は、国の補助事業、緊急性を要する事業及び事業費の確定、執行額の見

通しがついたものが主なものであります。

第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託、機器賃借等で、年度内に契約を行うものについて16ページから17ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

最後に、第3条の地方債の補正では3件の追加、4件の変更及び2件の廃止をお願いしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。22ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、12月末勸奨退職者分の退職手当負担金629万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、企画費では、水郷筑波サイクリング環境整備事業費で、路面標示等設計積算資料作成委託料192万3,000円を新規計上いたしております。

現在、茨城県と霞ヶ浦周辺自治体と、つくばリソリンロード沿線自治体が一体となって進めている、水郷筑波サイクリング環境整備事業につきまして、水郷筑波サイクリング環境整備総合計画をもとに、コースの安全性向上や案内標識、拠点施設などを統一的に整備することとしており、これらの整備のための統一的な考え方や基準等を取りまとめた、「水郷筑波サイクリング環境整備事業 自転車走行環境整備ガイドライン」が策定されております。

このガイドラインでは、外国人も含めた全ての人に伝わるよう、多言語化やルールが一目でわかるユニバーサルデザインへの対応に取り組むこととしており、今回補正の委託料はガイドラインに基づき設置する矢羽根及び路面表示、案内標識及び警戒標識設置を進めていく上で必要となる設計を行い、県各市町村で統一の図面や仕様書等により、国土交通省霞ヶ浦河川事務所や、水資源機構への占用等の申請を円滑に進めるためのものであります。

次に、新規事業として、茨城県が主体となり路線のバスの実証運行により、地域住民等の移動状況を検証し、地域の広域交通体系の構築に向けた取り組みを推進するための、地域公共交通確保対策事業費140万円を計上いたしております。

JR常磐線沿線市とその周辺市町村で一体的な生活圏が形成されており、市町村をまたいだ日常的な移動が行われ、主要な地区にはバス路線が設置されていますが、現況のバス路線とは異なる駅への接続要望もあり、2月上旬から3月末まで、阿見町、美浦村、稲敷市、牛久市、龍ヶ崎市を結ぶ3ルート of 広域路線のバスの実証運行を行うための負担金を計上いたしております。なお、この事業の財源につきましては、補助率2分の1の地方創生推進交付金70万円を見込んでおります。

続いて、民生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、財源不足分等により、その他繰出金で918万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の臨時福祉給付金等給付事務費では、臨時福祉給付金の支給事務に必要な経費として、事務処理補助員を派遣するための、給付等事務委託料、郵便料等を計上し、総額で484万6,000円を計上いたしております。

次の臨時福祉給付金給付費では、臨時福祉給付金の給付費としまして、4,885万5,000円。

また、平成27年度の当該事業国庫補助金の精算による国庫支出金等返還金76万2,000円を計上いたしております。

この給付金は、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、暫定的、臨時的な措置として1万5,000円を支給するもので、対象者として3,257人を見込み、給付金の計上をいたしております。

ただいま説明いたしました臨時福祉給付金給付の事務費給付金につきましては、全額が国庫補助金の臨時福祉給付金等給付事務費補助金及び臨時福祉給付金事務費補助金となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業費で、厚生医療受給者等の増により、厚生医療費320万7,000円の増額、障がい者福祉サービス利用者の増により、障がい者福祉サービス費401万円の増額補正を行い、また、平成27年度の当該事業国庫負担金の精算による国庫支出金等返還金349万6,000円を計上いたしております。

次の障がい児施設給付事業費では、障がい児福祉サービス利用者の増等により856万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事務費で、県補助事業のすこやか保育応援事業補助金が、多子世帯保育料軽減事業費補助金へ移行したこと等により、総額305万3,000円の増額補正をお願いいたしております。県補助事業の概略としまして、どちらも所得の制限はありますが、すこやか保育応援事業補助金は、就学前の子供を2人以上持つ世帯における3歳未満児の利用者負担額の軽減として、月額3,000円の補助をしていたものを、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、子供を3人以上持つ世帯における3歳児の利用者負担額を無料とするものであります。

なお、どちらの補助金につきましても、県の補助率は2分の1となっております。

また、平成27年度の当該事業国庫負担金の精算による、国庫支出金等返還金147万円を計上いたしております。

次に、保育所費では、大谷保育所運営費で、当初予定していた看護師の確保が困難となり、報酬で241万8,000円の減額、また社会保険料では看護師の減少分と合わせて、予算執行見込み額の精査を行い、80万円の減額をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。農業費の農業総務費では、美浦村地域交流館建設事業費で、電話回線及びインターネット回線接続関連経費の計上により、総額479万8,000円の計上をいたしております。

次の農地費では、県営土地改良事業負担金で、総額410万円の増額をいたしております。平成28年度分の県営事業費が確定したこと、国の補正予算の補助事業に、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業が採択されたことにより、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金が1,780万円を減額し、国の補正予算分の負担金として1,800万円の計上を行い、県営かんがい排水事業余郷入地区分では、390万円の増額をいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で村道整備工事費2,420万円の増額補正をお願いしております。この補正は、役場周辺地区地区計画区域の開発に合わせて、整備を進めている村道の改良舗装工事につきまして、交差する国道125号バイパス整備工事を行っている茨城県竜ヶ崎工事事務所及びA地区開発業者との間での雨水排水処理、道路形状、交差点形状等の協議の結果に基づく設計積算により、工事請負費の増額補正をお願いいたしております。

続いて消防費について申し上げます。消防費の消防施設費では、消防施設管理費で、第10分団の消防ポンプ自動車購入に伴う、機械器具置場改築関連経費として、総額571万8,000円の計上をいたしております。

続いて教育費について申し上げます。28ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の光と風の丘公園管理費では、工事請負費で公共下水道本管への接続工事費216万円の計上をいたしております。

最後に、公債費について申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成17年度に借入れを行った、減税補てん債及び臨時財政対策債の利息見直し及び27年度借入額の確定等により、元金償還費で301万1,000円の増額補正、利子償還費で646万7,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻りいただきまして20ページをお開きいただきたいと思います。20ページです。

初めに、地方交付税では、震災復興特別交付税で予算の計上は行っていませんでしたが、691万4,000円の交付がありましたので、予算の計上をいたしております。

次の国庫支出金、県支出金については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました事業の財源にあたるものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、寄附金について申し上げます。一般寄附金では、日本中央競馬会からの寄附金額が6,380万円に確定しましたので、当初予算計上額との差額の120万円を減額補正いたしております。

次に、繰入金について申し上げます。基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、3,823万7,000円の増額補正を行い、繰

入予算額を4億2,352万7,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

雑入では、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会事業推進交付金300万円の交付がありましたので、300万円の予算の計上をいたしております。

最後に、村債について申し上げます。農林水産業費では、農業農村整備事業債で、県営土地改良事業負担金の平成28年度分の県営事業費が確定したことに伴い、余郷入地区かんがい排水事業の公共事業等費で、110万円の増額補正をいたしております。

また、歳後余郷入経営体育成基盤整備事業の公共事業等債で1,600万円の減額補正を行い、国補正予算で1,800万円の計上をいたしております。

次に、地域交流館建築事業の財源となる村債につきましては、国庫補助金の農山漁村活性化対策整備交付金対象部分と、その他の部分の事業費が明確になったこと等により、地域活性化事業債で5,990万円の増額補正をいたしております。

国庫補助金の対象部分につきましても、事業費が明確になったこと等による減額を行うとともに、一般単独事業債から一般補助施設整備等事業債へ変更を行い、一般単独事業債1億4,700万円全てを減額し、一般補助施設整備等事業債1億420万円の計上をいたしております。

次の消防債では、消防施設整備事業債で、消防ポンプ自動車購入に伴う機械器具置場改修工事費の財源としまして、消防ポンプ車・車庫整備事業の緊急防災減災事業債で530万円の増額補正をいたしております。

最後に、教育費では、生涯学習施設改修事業債で、木原地区多目的集会施設及び安中地区多目的研修集会施設のトイレ改修事業の財源につきましては、一般単独事業債から交付税措置のある地域活性化事業債への変更を行い、一般単独事業債1,260万円全てを減額し、地域活性化事業債1,260万円の計上をいたしております。

以上、今回の平成28年度美浦村一般会計補正予算（第6号）の主な概要についてご説明申しあげました。

続きまして、議案第6号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。35ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万2,000円を追加し、補正後の予算総額を22億4,401万2,000円とするものでございます。

それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書により歳出よりご説明申し上げます。39ページをお開きいただきたいと思います。39ページです。

第2款 保険給付費の第2項 高額療養費につきましては、これまでの支払い額から、今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算に不足が見込まれるため、1,563万5,000円の増額補正をお願いするものです。

第3款 後期高齢者支援金等、第4款 前期高齢者納付金等、第6款 介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金の額に変更が生じたので、各款でそれぞれ91万4,000円の減額、2,000円の増額、47万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

次の第8款 保健事業費の第2項 特定健康審査等事業費につきましては、被保険者にかかりつけの医療機関がある場合に、医療機関により被保険者にかかわる健診データの情報提供手数料といたしまして、5万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして38ページをお開きいただきたいと思います。歳入関係についてご説明申し上げます。

第4款 療養給付費交付金につきましては、過年度分の精算としまして511万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第9款 繰入金の第1項 他会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明しました、保険給付費前期高齢者納付金、保健事業費の増額補正により、財源として充てるため918万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上が歳入歳出補正予算の内容となっております。

続きまして、平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。40ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条の歳出予算の補正では、処理施設管理費の需用費に不足が生じる見込みとなったことから、総務費の組み替えを行い、過不足の調整を行っております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、41ページをご覧くださいと思います。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、平成29年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、債務負担行為の期限及び限度額の設定をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算につきましては、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。43ページをお開きいただきたいと思います。43ページです。

施設管理費の信太地区並びに安中・大須賀津地区処理施設管理費の修繕費において、信太地区で100万円、安中・大須賀津地区で200万円が不足することによる増額補正を計上しております。これに伴い、総務費の一般管理費におきましては、積立金で300万円の減額補正を計上しております。

以上、議案第7号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

それでは、平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。議案書44ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ200万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,908万7,000円としております。

次に第2条では、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、45ページをお開きいただければと思います。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、平成29年度の予算執行に当たり今年度中に契約が必要な経費としまして、債務負担行為の期限及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

歳出予算について申し上げます。47ページをお開きいただければと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、一般管理費におきまして、職員手当で31万円を増額し、同額を積立金より減額しております。

次に、公共下水道事業費につきまして、早期接続者への補助金として負担金補助金及び交付金で200万円の増額補正を計上しております。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

県支出金の県補助金につきましては、補助額の変更を行いまして、100万円の増額補正を計上しております。

次に、事業費の増額補正により、繰入金の基金繰入金では100万円の増額補正を計上しております。

以上、議案第8号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第9号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ357万2,000円を増額しまして、予算総額を9億7,810万3,000円とするものです。

初めに、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思っております。57ページです。

諸支出金の償還金について、前年度の国庫支出金の返還金として232万4,000円、県支出金返還金として124万8,000円、合計357万2,000円を計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

繰越金について、前年度の国庫及び県支出金返還金として357万2,000円を計上しております。

以上、平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。議案書の58ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出の支出につきましては、営業費用で19万4,000円を増額補正いたしまして、水道事業費用を5億8,051万1,000円としております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、建設改良費で31万円を増額を補正しまして、資本的支出を1億243万5,000円としております。

それでは、予算明細書に基づきご説明申し上げます。66ページをお開きいただきたいと思っております。最初に収益的収入及び支出の歳出予算からご説明申し上げます。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費につきましては、時間外手当の不足が見込まれるため、職員手当で8万円の増額補正を計上しております。

次に、総係費でございますが、11万4,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、公金収納データ送受信サービスの構築に伴い、備・消品費で3万3,000円、委託料で8万1,000円のそれぞれ増額補正を計上しております。

次に、資本的支出、建設改良費の固定資産購入費につきましては、同じく公金収納データ送受信サービスの構築に伴い、備品購入費で31万円の増額補正を計上しております。

次に、第4条では、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。59ページをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為の設定につきましては、平成29年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、債務負担行為の期限及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第2号から議案第10号まで一括してご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

ここで会議の途中であります、暫時休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時13分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 請願第1号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願の請願趣旨を申し上げます。

我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と相反して上がり続ける大学の

学費により、学生は奨学金を借りなければ、大学に通うことが困難になっています。

奨学金制度を運営する独立行政法人 日本学生支援機構によれば、2014年度実績では135万人、そのうち、無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人が同機構の奨学金を利用しています。これは、全国の大学生のほぼ2人に1人に当たります。

他方で大学卒業後には、3人に1人の学生が非正規雇用となっており、社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは大変な重荷です。奨学金を返したくても返せない人たちも増加しています。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子供も後を絶ちません。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子供を持つことをもためらわせる要因ともなっています。若者ばかりではなく、子供の奨学金返済の肩がわりで、老後の生活資金を失う親もふえており、世代を超えた社会問題となっています。

2015年4月には、返済猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が、返済の滞納や猶予の状態にあるとされています。このような状況にあるにもかかわらず、政府は国立大学の授業料、2015年度で約54万円をさらに値上げし、2031年度には約93万円にすることを検討しています。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力を持った貧困世帯の子供が高等教育を受けることにより、総体的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆しています。貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化、人口減に歯止めをかけて、持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。

諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出が、OECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。

こうした現状に鑑み、意見書を国会及び関係行政庁に提出くださいますようお願いいたします。

1 貸与型から給付型へ奨学金制度抜本的に転換し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。

2 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止（廃止までの間、返済金は元金、利息、延滞金の順に充当すること。）また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。

3 大学等の学費の引き下げや、授業料減免の拡充等を図ること。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり厚生文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願人である一般社団法人 茨城県保険医協会は、国民医療の向上を図り、保険医の生活と権利を守ることを目的に、1947年1月に設立された、医科、歯科の保険医による団体です。現在、約2,000名の保険医が会員として登録しており、また全都道府県に保険医協会が存在し、全国保険医団体連合会を構成して、10万人の医師、歯科医師の団体として精力的に活動しています。

保険医協会の主な活動としては、医療保険制度、診療報酬制度改善に向けての取り組み、保険請求、審査、指導に関する相談、診療内容向上のための研究、新規開業講習会、労務相談、地域の医療福祉改善の取り組み、会員のための共済制度が挙げられます。

請願書の中身である高額療養費制度とは、公的医療保険制度の一つで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

また、後期高齢者の医療機関での窓口負担については、原則、現役並み所得者は3割、一般、低所得者は1割となっています。

2015年6月30日に公表された政府の「骨太方針2015」は、医療をはじめとする社会保障費の削減を重点課題とした、経済財政一体改革をあげました。

そこでは、社会保障の改革検討項目を44項目挙げ、そのうち医療、介護については、医療介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革を柱に38項目にのぼります。この経済財政一体改革は2020年度までを計画期間としていますが、そのうち最初の3年間、2016年から2018年度を集中改革期間としています。そのための具体的な改革工程表が2015年12月に公表された経済・財政再生アクションプログラムです。

改革工程表では、患者負担増計画について2017年度において、法改正の必要がないもので、政省令の変更で済むものは、速やかに必要な措置を講ずる、法改正を必要とするものについては、2017年通常国会への法案提出となっています。

財務省の建議に沿えば、70歳以上の高額療養費制度について、高齢者の特例措置を廃止した場合、70歳以上の外来、入院の限度額は、現役並み所得者で、現在4万4,000円から、

所得水準に応じて、最高25万4,000円に、一般所得者は、現在1万2,000円から5万8,000円以上に、住民税非課税者は、現在8,000円から3万5,000円に、さらに、70歳以上が入院した場合、現役並み所得者は、現在8万7,000円から所得に応じて最高25万4,000円に、一般所得者は、現在4万4,000円から5万8,000円以上に、住民税非課税者は、現在2万5,000円から3万5,000円に、年金収入80万円以下等の場合、現在1万5,000円から3万5,000円となります。

そして、後期高齢者の窓口負担については、財務省建議では、原則1割負担を2割負担とすとなっています。

以上述べましたように、政府の医療保険制度改革は、高齢者に過度の負担を強いるものであり、結果、病院での受診控え、薬の飲み控えへとつながることになり、命と健康を脅かすにもつながるものと考えます。

以上、私の延べました趣旨並びに請願者作成の請願の趣旨説明書をもって、請願の趣旨説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 請願第3号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 請願者である茨城県社会保障推進協議会は、趣旨に賛同する団体や個人が集まり、一致点基ついで活動する協議会で、社会保障や福祉の拡充に向けた要求実現の活動を行う運動体です。医療、国保、介護、年金、生活保護、福祉など、社会保障制度の改善、立法化、予算獲得などの運動、社会保障に関する情報収集、学習、研究調査、広報活動、諸団体との交流、協議会の拡大強化に取り組んでいます。

請願にある後期高齢者の保険料を軽減特例とは、75歳以上の後期高齢者医療制度で、低所得者の保険料を最大9割軽減するもので、本来、法定軽減額は7割ですが、所得に応じて、9割あるいは8.5割軽減されます。

9月28日の茨城新聞には、厚生労働省は27日、低所得者ら916万人の保険料の特例措置を2017年度から段階的に廃止し、保険料を引き上げる方向で検討に入ったと書かれています。特例軽減が廃止されれば、年金が80万円未満の人の場合、保険料の軽減が9割から7

割に、年間保険料は3,950円から1万1,850円に、年金が153万円未満の人の場合、保険料の軽減が8.5割から7割に、年間保険料は5,925円から1万1,850円に跳ね上がります。

さらに、後期高齢者になるまで健康保険や共済の扶養家族だった場合、軽減が9割から5割になる人の保険料は5倍になり、3年目からは全額負担になって、保険料が10倍になる人も出てきます。

それでは、請願者による請願趣旨説明書を読み上げまして、請願の趣旨説明とさせていただきます。

請願趣旨 私ども茨城県社会保障推進協議会は、社会保障制度の改善・充実を図る目的で活動しています。

さて、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しの議論が、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で開始されました。日本医師会の委員からは見直しに反対の意見が、全国老人クラブ連合会の委員からも、後期高齢者医療制度の発足時と比べて高齢者の所得は大きく変わっていないとして、特例見直しを疑問視する意見を表明されています。

そもそも、後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加えて導入され、平成20年度以降国の予算措置により継続されているものでありますが、8年を経過し制度として既に定着しており、全国の後期高齢者医療広域連合の平成28年度予算では、低所得者約747万人、元被扶養者約169万人が特例の対象者となっています。

国においては、平成27年1月13日に開催された社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革骨子が決定され、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが盛り込まれたところです。その中で、保険料軽減特例については、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すことが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、年金の段階的引き下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要であります。

そのため、私どもは別紙に示す内容で各地方議会からも国に対して意見書をあげていただくよう取り組みを進めることとなりました。

貴議会におかれましても趣旨をご理解いただき、国への意見書が採択されますよう、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

請願事項 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」を国に提出していただくこと。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり厚生文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 5 分散会

平成28年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成28年12月14日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	増尾嘉一君
保健福祉部長	松葉博昭君
経済建設部長	岡田守君
教育次長	堀越文恵君
総務課長	飯塚尚央君
企画財政課長	平野芳弘君
収納課長	菅野眞照君
福祉介護課長	秦野一男君
都市建設課長	青野道生君
経済課長	北出攻君
生活環境課長	石神真司君
上下水道課長	山口栄美君

学 校 教 育 課 長 増 尾 利 治 君
生 涯 学 習 課 長 埜 口 哲 雄 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 木 鉛 昌 夫
書 糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成28年第4回美浦村定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、下村 宏君の一问一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） おはようございます。10番議員、下村です。議長より質問の許可が出ておりますので、通告に従い、3つの事項について質問をしていきます。

初めに、美浦村村道105号線の道路の拡幅と、舗装の修繕についてお伺いをいたします。

村道事業については、通常各地区の区長さんから要望されるのが基本と認識しているところですが、この105号線については、行政区が6区以上にまたがっており、大変重要な路線であります。それぞれ行政区の区長さんからは、数度にわたり要請等も受けておりました。そこでお尋ねをいたします。

村道105号線は交通量が多いのかかわらず、道路幅が狭く、自転車や歩行者などがあると大変危険な状態であります。過去には死亡事故等も発生しております。

この路線の拡幅工事についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

また、工事をするのであれば、どのような計画で進められるのか、併せてお尋ねをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○**経済建設部長（岡田 守君）** おはようございます。それではただいまの下村議員のご質問にお答えを申し上げます。

下村議員ご質問の村道105号線の拡幅についてでございます。

まず、村道105号線の拡幅ですが、村道105号線は、国道125号線のトレセン入口交差点から、県道上新田木原線の大須賀津地内を結ぶ、総延長2,470メートルの幹線道路でございます。通称農免道路と言われている道路でございます。

ご質問の道路の拡幅については、可能でございます。本路線は経年劣化により路面が荒れていること、一部路面が沈下している区間があること、また、約1,550メートルございますガードレール設置区間は、ガードレールの影響で幅員が狭く感じられるような状況となっております。

このような状況から、平成29年度より、計画的に道路の拡幅や歩道整備を進めていくよう計画を進めております。平成29年度の予算にも計上させていただきたいと思っておりますので、その節は、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

整備に当たりましては、村道105号線と交差をしております茂呂田園都市センター前から、太田地区方面に向かう村道104号線とほぼ同じ形状の道路を考えてございます。

以上答弁とさせていただきます。

○**議長（沼崎光芳君）** 下村 宏君。

○**10番（下村 宏君）** 答弁ありがとうございます。先月の22日にこの一般質問の通告をしましたところ、数日後には都市建設課の職員が、道路の確認に来ておりました。対応が速かったと、これは、やる気が感じられました。

それではその計画等ができているのであれば、その計画をお伺いしたいというふうに思っています。

それと併せて、この105号線と交わる交差点は複数ありますが、特に、村道104号線との交差点では、いまだに事故が発生をしております。ガードレールが原因の一つと言われておりましたが、最近では、ガードケーブルに交換をされております。104号線との道路幅等を考慮した中、ここの事故防止対策について、何らかの対策が必要と考えます。

担当部の見解をお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○**議長（沼崎光芳君）** 経済建設部長 岡田 守君。

○**経済建設部長（岡田 守君）** ただいまの下村議員のご質問でございますけれども、先ほどですね、29年度より計画的に道路の拡幅や歩道整備を進めていくという話をさせていただきました。これにつきましては、トレーニング・センターの環境整備事業、これを取り入れながら実施をしていきたいと、そういう考えでございます。複数年度をまたがる事業でございますけれども、計画的に取り入れて実行していきたいといったところで考えてございます。

続きまして、村道105号線と交わる数カ所の交差点、特に104号線との交差事故防止策に

ついてお答えを申し上げます。

村道105号線は多くの道路と接続をされております。現在、この路線の中で集落内から直接接続する十字路や丁字路には、「止まれ」の標識、停止線、「止まれ」の路面標示などが設置をされております。

また、ご質問の茂呂田園都市センター前から、太田方面へ通じる村道104号線との交差点部につきましては、事故の多い交差点となっておりますので、村道105号線側には優先道路である旨の標識、「交差点事故多し」と表示した看板、「交差点注意」の路面標示などを行っております。また、双方からの見通しの確保のため、ガードレールではなく、ガードロープを設置しております。

一方、村道104号線側には「止まれ」の標識、「通学路通行注意」と表示した看板、反射型道路鋏、いわゆる凸凹をつくるものを設置をしております。また停止線や「止まれ」の路面表示などを行い、交差点の注意喚起をしているところでございます。

夜間対応といたしまして、交差点路肩部で赤色灯を点灯させ、交差点中央の路面には、自発光式道路鋏を設置し、赤色に点灯をさせるなどを行い、交差点の注意喚起をしているところでございます。

現状では、この交差点の事故防止策としては、必要な対策は講じていると考えておりますが、さらに、安全に通行していただくための方策についてこれからも考えてまいりたいと思います。

今後の105号線の拡幅工事の際は、交差点の部分が新しくなります。歩道部分を含め幅員も広くなり、センターラインも表示されることにより、さらに105号線の優先性が強まります。特に、事故の発生が多い交差点には、「事故多し」の看板の取り付け、注意喚起を促す路面等への表示を順次検討していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。事故をなくすための方策と、それらの効果を期待しております。

続いて、上下水道の工事による道路の破損、また、劣化、震災などによって舗装にヒビ、凹み等各所で見受けられますが、それらの修繕についてお尋ねをいたします。

特に、地盤が下がり切れ目が大きくなると、タイヤが切れるなど、事故につながりますので、日ごろからの道路の劣化等確認をお願いするわけではありますが、それらの現状把握はどのように行っているのか、併せてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの下村議員のご質問でございますが、上下水道の工事による道路の破損、劣化等の修理についてお答えを申し上げます。

まず、本村の道路は、路線数で1,861路線、実延長で383.7キロございます。そのうち、

舗装区間は249.2キロメートルでございます。

議員ご指摘のとおり、経過年数に伴う劣化及び沈下、東日本大震災による液状化、路肩部について車両通行により、長年をかけて徐々に路肩がせり出し、結果として道路外側が沈下またはひび割れ、舗装の剥離等が発生することや、除草剤による路肩崩落、路面凍結による舗装の隆起、また、上下水道管の布設部は、掘削、埋め戻しにより、その部分が全ての場所ではありませんが、いわゆる水の通り道となってしまう、地盤が緩んでしまうなど、単発的または複合的な影響により、舗装のヒビ、凹み、剥離、路肩崩落等が発生をしております。

これらの補修につきましては、状況によっては大きな事故につながる恐れがあることから、最優先事項として対応しております。

住民の方々や、役場職員などからの通報を受けた場合は、直ちに、現地確認をし、常備しております舗装補修材により一時対応を行います。

一時対応が難しい場所につきましては、看板、カラーコーン、バリケードなどの保安施設を設置し、注意喚起、通行制限を行っております。

また、状況により災害協定を結んでいます村内土木業者に依頼し、復旧をしております。復旧工事に際しましては、その場所だけではなく、付近を調査し、必要に応じて復旧区域を定めております。

次に、道路の現状把握でございますが、現状といたしましては、なかなか定期的な巡回ができないことから、村内を移動するときには、路面状態を意識して移動する。また、ほかの業務で現場に行った帰りなどに、各自が少し遠回りをして、道路状況を確認する。住民の方々、通行人の方々、役場職員の通報により、現状把握をしているところでございます。

また、道路を知り尽くした郵便局の社会貢献事業として、配達業務中に高齢者や子供等の異変を発見した場合や、不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合、道路の亀裂、陥没、道路損傷等が発見した場合に、速やかにそれらの情報を行政や警察署等に提供する事業がございまして、現在、阿見町郵便局と協定締結に向けた打ち合わせを行っているところでございます。

なお、本年度主要道路の路面点検のため、主要道路17路線、延長にして約32.6キロの路面調査を発注しております。総延長が383.7キロメートルと長く、全ての路面で明確な現状把握ができていないのが現状でございます。

議員各位におかれましても、お気づきのことがありましたら、ぜひ、ご一報いただけますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 道路はここに住む住民にとっては大変重要であります。安全確保の意味からも素早い対応、行動をお願いをして、一つ目の質問を終わります。

次に、光と風の丘公園の遊具、遊び場所の整備についてお伺いをいたします。

小学校などの運動場は、警備などの関係上、利用ができないことから小さな子供たち、主に、3、4歳児の遊び場等がありません。

村には唯一光と風の丘公園があるわけですが、利用者からは、天気がよいのに芝生付近がぬかるんでいたり、遊具等も手入れが行き届いてない等の指摘がありました。

伸び伸びと子供たちが遊べるよう、利用がしやすいように整備すべきと考えますが、担当次長の見解をお尋ねをいたします。

また、野球場の壁の塗装が剥げてきて、防水性がなくなり傷みやすくなると思いますが、この件についても併せてお尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） おはようございます。ただいまの下村議員のご質問にお答えをいたします。光と風の丘公園につきましては、野球場やテニスコート、多目的競技場のほか、多目的広場や子供広場、ロジハウスなど、村民のスポーツの場、あるいは憩いの場として、住民の皆様にご利用いただいております。

特に小さな子供たちの遊び場といたしまして、子供広場に砂場や滑り台、スプリング遊具など設置しておりますが、開園より20年近くが経過し老朽化が進んでおりまして、議員ご指摘のとおり整備が行き届かない状態となっており、ご不便をおかけしているところでございます。

雨の降った後の公園内のぬかるみや、水たまりにつきましては、整地や砂をまくなど利用環境の改善に早急に努めてまいりたいと考えております。

遊具につきましては、本年度、劣化の激しいスプリング遊具等4機の更新に着手しておりますが、次年度以降も計画的に更新し、子供たちが安心して楽しめるよう整備していきたいと考えます。

また、子供広場の安全確保の観点から、修理が困難なものについては、安全に配慮しながら考えてまいります。

ご指摘の野球場観客席の壁の塗装についてでございますが、塗装の剥げ落ちしているところや、黒ずみ棟の汚れが目立つところがありますが、劣化がひどくなる前に、早目の対応をしていきたいと考えます。

次に、子供から高齢者の方まで自由に、気軽に利用できる多目的広場でございますが、利用に当たっては、予約制ではないため、休日等において広場のほとんどを使用していて、他の利用者に支障が出てきている状況も見受けられますことから、全ての利用者がいつ来ても利用ができて、楽しめるような利用方法等も検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。光と風の丘公園内の施設も老朽化

しており、修繕するにも費用が大きくなると思います。年次計画を立て国や県の補助金、交付金等も探して、早急に対応してほしいと考えますが、担当次長の対応策をお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの光と風の丘公園の修繕計画についてのご質問にお答えをいたします。

光と風の丘公園は、さきに申しましたとおり、開園より約20年が経過し老朽化が進んでおりますことから、修繕が必要な箇所も多くなってきております。厳しい財政状況の中で、十分な修繕ができないというのが現状でございますが、そのような中でも、利用頻度が高いテニスコートの人工芝張り工事は、25年度より1面ずつ改修をしております。また、26年度に野球場のラバーフェンス塗装工事、27年度にロッジハウスの家電製品等の更新工事など、計画的に実施しておるところでございます。また、今年度、28年度は先ほど申し上げました子供広場の遊具更新工事を実施しております。

議員ご指摘のとおり、公園施設の修繕改修には多額の費用を要します。遊具更新工事につきましても、トレーニング・センターの環境整備費を活用して実施しているところございまして、今後も補助金や交付金等を探りながら、安全面を最優先に計画的に施設の改修を行ってまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。厳しい予算の中でも着実に修繕等が行われていることに安堵をするところであります。

そこで、1番目玉的な恐竜の滑り台がここ数年利用できない状況にあります。今後どのようにしていくのか、村長にお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例議会のご参集大変ご苦労さまでございます。

下村議員のですね、公園の中に設置してある恐竜の、破損で今のところ使えない、ちょうど首の手前から昇ってですね階段になっていて、尻尾ほうに滑り台というふうになっているんですが、上り口の階段部分の鉄の部分がもう錆びて使えないということで、今、昇れないような、入れないように整備してあるんですが、FRPということで、設置当初は約600万円ぐらいかけたこの恐竜の滑り台ということでございます。

この部分と、滑る部分の一部をですね改修すればということで、担当のほうでそういう専門業者、いないかということで、FRPの修繕ができるようなところ、やったんですが、直せるが、私のほうに報告が上がったのは、「直せますけども補償についてはご勘弁願いたい。」という話があったそうでございます。ですから、せっかく直しても補償ができないというものでは、直したには至らないというふうに思います。

ですから、もっとですねFRPを自由に加工をするような事業者もありますので、改め

て、違うところも考えて、現状を確認していただき、階段部分が鉄でつくってあった部分をですね、今度はステンレス等に直したり、それから鉄骨でやるのには、エンド部付けにすると、さびが入っていかないというふうに思っておりますので、階段部分の修繕、それから滑り台については、FRPを表に新たに敷いた部分で、ボルト留め等じゃなくて、グラスファイバーのFRPの圧着がきれいにできるような施工業者を探してですね、これを新たに600万円でまた取りかえるということではなく、一部修繕で使えるものであれば、そのような検討をしていきたい。

そして先ほども次長のほうが、答弁をいたしましたけども、環境整備費が該当できるのであれば、そういうものを活用しながら、修理の予算を早目に計上して、再利用できるような状況をつくってまいりたいというふうに考えております。

早速ですね今年度3月までの間に、その修理方法、そして、金額等が把握できれば、来年度の中で環境整備費の中に盛り込んでおいて、修繕をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。村長が、今、答えられましたようにですね、光と風の丘公園で子供たちがのびのびと遊べるような施設となるよう期待をして、最後の質問に移ります。

平成29年度の職員執行体制についてお伺いをいたします。ここ数年にわたって多数の管理職等の定年が予想されているわけですが、それに伴う人材確保がこれからは大変重要と考えます。そこで、高年齢者の雇用安定法に基づいた再雇用制度のあらましと、当村の就業規則等について、総務部長にお尋ねをいたします。

また、次年度を含め再雇用の状況がどのようになっているのか、併せてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 下村議員の職員の再任用制度の概要についてということで、お答えをさせていただきます。

再任用制度につきましては、地方自治法に定年退職者等の再任用について規定されており、この法律に基づき美浦村としましても、条例、規則により職員の再任用に関することを規定をしております。制度の概略を申し上げますと、25年以上勤務して退職した者で、勤務実績が良好で本人が再任用を希望する場合、任用期間1年以内で、最長5年間、65歳まで任期の更新ができる制度となっております。

本制度によりまして、平成26年度には用務手1名、平成27年度に保育士1名が再任用されております。平成28年度は、再任用者はありません。来年、29年度は2名の再任用者を予定しております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。この制度に基づき、人材の確保を今後どのようにしていくのか。美浦村も難しいかじ取りを強いられると考える中、これからは、地方自治体の職員も創意工夫を持つことのできるやる気のある若い職員の育成が重要だと考えます。

そこで村長にお伺いをいたします。年功序列によらない人材の登用と適正な人事評価による人材育成について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。よろしくお願います。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員のですね、人材育成という部分については、以前から議会のほうからもですね、年功序列ではなく、その人の持っているいろんな能力を活かすために、サプライズの人事もしなさいというようなことは、伺ってきております。

実際、一般職として採用をされてきた職員の中にもですね、なかなかその向き不向きの分野があって、どの部署でも全て能力が発揮できるかということ、なかなかそこにマッチ出来ない人も中にはおります。そういう意味で、現業でない部分の職員に関してはですね、いろんな部署を経験していただき、いずれ管理職として職場をまとめ、住民のサービスに 대응するという部分では、一つの場所ではなくいろんなことを経験をしてもらう、で、今回、29年度に2名ほど再任用が、また、いますという話がありました。ともに38年、40年近い、村に奉職をされた方なので、美浦村の行政の生き字引的な、管理職の方に残っていただくことは、配属されたその課の中で、うまい課の中の職場環境をつくれる適任者であるというふうにも思っております。

そういう意味で、意欲あって、議員がおっしゃるように、今、民間でも65歳というような、要するに就業が位置づけられてきておりますので、当然、行政の中でもそういう経験豊かな方が残っていただいて、新たに入ってくる職員との現状の管理職との間のある程度の軋轢が生じないような、緩衝役になっていただいている管理職としては、最適任ではないのかなというふうには考えております。ぜひ、そういう意味では、これからもそういう意欲のある方を再任用として手を挙げていただきながら、行政に貢献していただけることを私も願っております。

また、新たに採用された職員についても、ぜひ、いろんな職場の経験を積むということ、積極的にですね、手を挙げてそういう部署に参加をしていただくというようなことも、これからしていきたい。今まではですね、待遇についての部分については、なかなか職員の中で徹底してこなかったんですが、来年度については、新採の人、そして今、働いている現職の職員についても、改めて待遇もきちんとしたものでできるよう、来年度に向けてそういう、講習も実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。人事権に関しては任命権者であり

ます村長にあります。住民から慕われ円滑な業務ができる人事体制となるよう期待をして、私の質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） おはようございます。1番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、経済社会と健康を蝕む過剰なストレスへの対策について質問いたします。

息も詰まるような極度のストレスに満ちた現代社会、その病相は日本では過労死や自殺率の悲劇的な高さなどにあらわれている。さらにそれは、子供社会の痛ましいいじめにも投影されていると言わざるを得ない。希望の心理学で著名なアメリカのマーティン・セリグマン博士は、現代の憂慮すべき二つの潮流として、「ビッグ・アイ」（肥大化する自己中心主義）と、それに対応する「スモール・ウィ」（希薄化する他社との関係性）とを指摘する。確かにこの流れを変えることなくして、ストレス社会の深刻化を食い止めるかとはできないだろう。以上は、ある世界的な教育者の言葉であります。

皆さんはストレスが原因で、突然に命を落とすことを思い描いたことがあるでしょうか。近年、私たちが日々受け取るストレスは、説によれば数十年前と比較して30倍から40倍に達していると言われております。近年クローズアップされるキーワードに、「キラーストレス」や「夫源病」などがあります。これらは心身の健康や活力を次第に浸食する代表的な要因といわれております。日々積み上がった過剰なストレスは、我々の健康を蝕むのみならず、さらには、経済や社会をさまざまな形で駆逐していく働きとなっていきます。よりストレス対策に取り組むことは、行政において大きな意義を持つことと思います。本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） おはようございます。ただいまの松村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、現代はストレス社会といわれております。生きている限り、また生活していく限りには社会とのかかわり、人とかかわりでストレスを避けることはできません。ストレスは仕事、人間関係、睡眠不足、性格的、テクノストレスなど、さまざまな要因で起こることとされております。特に現代人は職場や家庭等で多くのストレスを抱えており、その要因で心の病に陥る方が増加しております。

さらに、管理社会、競争社会のストレスに加え、高齢社会におけるストレスも増加しております。孤独や家庭問題、死への不安などが付きまとい、精神的に支障が出てきます。

また、核家族化で親子間での心のストレスが病を増し、最悪の不幸に発展する場合があります。ストレスには快いストレスと不快なストレスがあるようですが、このたびのご質

間からは、人間関係、疲労、不安などから起きる不快なストレスについてご説明をさせていただきます。

近年、社会は経済的に豊かになり、技術も高度化し、便利で快適な生活が実現しております。繰り返しますが、一方で、管理社会、競争社会、高齢化社会などで心の病を生み、多くの病気を発症することになります。

例えば、無気力症、テクノストレス症候群、不眠症、自立神経失調症、うつ病、引きこもりなどがあり、それがエスカレートすると、深刻なキラーストレスとして自分自身を死に追いやるようなことも、現実として増えてきているようでございます。

さらには聞きなれない病名ですが、夫の言動、行動でストレスになり更年期のような症状が出る病気で、コミュニケーション不足と役割分担がうまくいかないことなどが問題要因となる「夫源病」といわれる夫婦間でのストレスもあります。個々の問題的要素が強いので詳しくは申し上げませんが、たかがストレスですけれども、影響次第では深刻な問題に発展する厄介なものとなっているようです。

諸外国では、現代の経済社会の中で、仕事関連のストレスとハラスメントやいじめを含む心理社会的要因のリスクマネジメントの枠組みを利用することや、特に、休暇取得の法的義務なども実施し、ストレス減へ取り組んでいるようでございます。

そこで、ストレスを乗り切る方法としては、さまざまな試みがあると思いますが、例えば余暇を増やすとか、外出で気分転換、趣味に没頭する、メンタルトレーニングを試みる、友人や家族、専門家等に相談するなどが挙げられますが、大切なことは自分にとって楽しいと感じる行為をすることだと思います。

また社会人であれば、労働によるストレスもあり、特に過重労働やハラスメント的な要因が大半ではないかと思えます。

このように、さまざまなストレスに対し、多くは薬では解決できないものであり、非常に難しい問題だと思っております。これらに対し、有効な対策は困難をきわめるかもしれませんが、自治体として、現在行っている事業形態から何ができるか考察してみますと、まずは受け入れる体制を整えることとして、産業医等の専門家等との連携を含め、相談窓口の充実をきっかけに実態等を把握すること、村の健診の機会などを利用すること、自殺予防対策事業の中に位置づけること、近所隣の地域住民、ボランティアや民生委員児童委員による傾聴や見守り等の機会をふやすこと、ホームページや広報紙を通じ、個々が1年間に経験した出来事を合計して、どれくらいストレスが蓄積したかを把握する方法としての「ライフイベントストレスチェック表」などを配布し、啓発推進「まず気付くこと」をするなど、実施していくことが考えられます。

その上で、現状を把握し状態や条件等により、専門的なことも含めまして、つないでいける連携や調整が不可欠となっております。

また、企業等でも近年、法的位置づけとして、ストレスチェックの義務化もあることか

ら、企業や事業所等との共通認識、個人的なかかわりも含め、つなぎとして、共有と連携ができるようなネットワークの構築なども有効な手段だと考えております。

さらには、国レベルのサーバランス・モニタリング導入推進、多様化する労働形態への対応、リスクマネジメント導入、環境改善のためのアクションチェックリストなど、さまざまなツールを利用していくことも有効であると考えております。

いずれにしましても、ストレス社会と心の豊かさは、社会の目標であると考えております。難しいことではあると思いますが、ストレス社会を乗り越えるため、社会とどのようなかかわりを持ち、自治体としてはどうかかわり、どのような支援的方策ができるか、さまざまな業務機会を捉え、今後どう構築していけるかなどなど、努力を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。かつて社会にはストレスの多い環境に置かれた人々を支え合う土壌がありました。残念ながら今日、そうした条件の多くは失われ、行き場をなくした人がふえているのではないのでしょうか。それは、自分の抱える問題を、心おきなく語り合える人間関係が希薄になってきていることも原因の一つに思えます。

今後、さらに心豊かな村へ取り組む上で、行政からの対応はどうあるべきか意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまの松村議員からのご質問の、心豊かな村づくりですけれども、ストレスをなくすことはできないにしても、良いストレスをつくり、つき合っていく上で、現代社会では、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激な変化に伴い、人付き合いの複雑化、多様化する社会に対応するために、人権教育、さまざまなジャンルからの啓発活動などと、お互いによる連携強化による取り組みの推進、住民同士の人権尊重意識を高めることが重要かと思っております。

原点は人づくり、つまり人を育てることだと考えます。その中には、前教育長の門脇氏が提唱する「社会力」、「人が人をつなぎ、社会をつくっていく力」を育てることも重要なポイントとなるのかなと思っております。

このような視点から考察してみますと、さまざまな角度からの考え方があると思いますが、例えば、一つには教育が大きな役割を占めると思います。中でも、生涯学習の視点から考えてみると、小さいときから学校、地域、家庭、職場等を通じ、幅広い年齢層に人権意識を高める必要性があるのかなと考えております。

学校では、人権が守られる環境づくりをすること、家庭では、子育て情報、学習機会、相談支援の充実、地域では、社会参加の機会の充実、交流などを進めるなどが考えられます。職場では、よりよい人間環境を構築していくためのために、経営者と労働者の人権研修、ハラスメントを含みますが、快適に働く環境づくり等の実施など、それぞれの場での

人権に関する情報発信や収集をし、幅広い啓発や支援体制を推進していくことが重要だと考えております。

さらにはもう一つ、男女共同参画社会の推進も重要であると思います。性別によるさまざまな偏見や習慣に縛られず、互いに認め合い理解し合えるような平等意識が形成される環境づくりも大切だと感じております。

またさまざまな、試みはあると思いますが、例えば、講座や講演会の実施で意識の醸成に努めることも必要であると感じております。

さらには、ワークライフバランスを基本に、ともに行動や責任を担い役割を果たせるような社会環境づくり、そして、さらには、DV、虐待などの根絶と心のケア支援も大変重要となってきます。

最後に時間はかかり難しいことではあると思いますが、快いストレスを感じ、心を豊かに感じるができるためには、人と人との健全な関係、お互いが人に対し思いやりを持つこと、優しい気持ちを持つこと、そして、相手の痛みを感じるができる人間形成と社会環境づくりを進めていくことが近道であり大切だと思っております。

さまざまな視点での考え方はあると思いますが、原点は人を育てる取り組みが大事であり、ひいては、心豊かな社会づくりにつながっていくのではないかと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁大変ありがとうございました。イタリアでストレス研究に取り組む医学教授によれば、従来医学において、身体的な健康と精神的な健康は別々に研究されてきたが、本来体と精神のシステムは強く結ばれており、互いに影響し合っている。心と体は一つのものとして考えなければいけない。ストレスは前身に影響を及ぼすと捉えております。身近には古くから、「病は気から」ということは間違いではなく、科学によって証明されてきているようであります。東洋思想が説く、色心不二の理論につながるものといえます。今後のストレス対策や、個々のレジリンスを高めていく上での参考までにご紹介をいたしました。これからも「人と自然が輝くまち美浦村」の構築に向け、お取り組みをお願いいたします。

続きますして、いじめ問題とその取り組みについて伺います。

「言葉で人は殺せる。言葉の暴力は絶対いけないことだ。改めて考えてほしい。」これは、いじめを受けて、2014年に自殺した、仙台市立中学校生徒の父親の悲痛の叫びであります。亡くなった男子生徒は悩み抜いた揚句に、自宅で首をつりその短い生涯を閉じたとのことであります。ご両親の心痛はもとより、いじめぬかれたご本人のはかり知れない苦しみを思うとき、胸が押しつぶされる思いになるのは、私だけではないと思います。

全国的に後を絶たないいじめ問題。要因の一つとして、その実態がなかなかつかみ切れないことにある、と指摘する専門家もおります。私たちにあっても、このことに対する弱

い認識が、対応・改善への取り組みを鈍らせていないか、本村の現状と課題について伺います。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの松村議員のいじめ問題の本村の現状と課題についてお答えをいたします。

いじめについては、「どの子供にもどの学校にも、起こり得るものである」ことを十分認識しながら、いじめの防止等は、全ての学校・教職員がみずからの問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であると考えております。

時折、新聞報道等がいじめが原因で不登校であるとか、みずから命を絶った記事を目にしますと、改めていじめ問題に関する基本的認識の重要性を感じているところでございます。

先般、横浜市において福島県から自主避難した男子生徒が、避難先の小学校で2年生から5年生の間、名前に「菌」をつけられてからかわれたり、暴力を振るわれるなど、いじめを受けていたことを公表しております。

本村におきましても、自主避難している児童生徒がおりますので、早速、当該校に連絡を入れまして、同様な事案はないことを確認したところでございます。

全国的なことを申し上げますと、本年10月に総務省統計局より、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」が発表されております。その中でいじめの認知件数は、残念ながら昨年より増加しているといったことが現状でございます。

小学校でのいじめの認知件数を申し上げますと、昨年より2万8,469件ふえまして、15万1,190件であり、1校当たりの認知件数は7.3件でございます。

中学校におきましても、6,453件ふえておりまして5万9,422件で、1校当たりになりますと、5.6件がいじめとして認知した件数となっております。

また、高等学校、特別支援学校においても同様に増加をしているところでありまして、学校総数で見ますと3万6,483件ふえまして、22万4,540件もの事案が学校においてのいじめの認知件数となっております。いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校側の取り組みにより発見」が最も多く、次に「本人からの訴え」、「学校担任が発見」といった順になっております。

美浦村におきましても、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、平成26年8月に「いじめの防止及び根絶のための基本方針」及び「美浦村いじめ問題等連絡協議会規則」を策定いたしまして、美浦村立学校におけるいじめ問題等について、情報を共有し、対応策を協議し、いじめの未然防止と早期対応、早期解決を図り根絶の方法等を検討しております。

幸いにも本村においては、いじめに関する重大な事案が生じておりませんが、日々の学校生活の中で、いじめと認知する事案は発生しております。

平成27年度における小中学校のいじめの認知件数は、中学校で12件、小学校で8件ございました。平成28年度は、11月末現在、中学校で3件、小学校で8件といった状況でございます。

認知した際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることが必要であり、課題でありまして、各学校及び教育委員会は、相互の連絡、報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな情報把握を行い、適切な対応に努めており、今後も継続してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。先の事件と時を同じく、2014年に東京大学医学部が、ストレスの影響について重要な研究結果を発表しております。それは、「子供時代の強いストレスが大人になってあらわれる」という内容であります。子どものころ頻繁にいじめを体験すると、大人になってから、うつ病を発症したり、自殺を考えたりする傾向が強くなるというものです。

言い換えるなら、子ども時代に過剰なストレスを体験すると、その影響が大人になってから、「ストレスに弱い」という形であられる、40年、50年という長い期間を経て、人生に影響を及ぼすということであります。改めて本村の取り組みと意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 松村議員のご質問にお答えをいたします。いじめに関する本村の具体的な取り組みについて申し上げます。

いじめにつきましては、実態の把握が大変重要でありますことから、月1回の各小中学校生徒指導主事と適応指導教室指導員によります生徒指導主事会を開催いたしまして、相互の情報の共有をしております。

さらに、警察、校長代表、生徒指導主事、適応指導教室指導員を委員として構成されます「美浦村いじめ問題等連絡協議会」を開催いたしまして、いじめの認知報告、確認などを行っているところであります。この協議会は、年2回開催してございまして、警察関係者にも出席いただき、重大な事案については、学校関係者と警察との情報を共有することができるようになっております。

次に、学校の取り組みについてでございます。早期にいじめを認知するためには、児童生徒の小さな変化やサインを見逃さないことが重要であります。そのため、いじめの認知に有効でありますアンケート調査を学期ごとに実施いたしまして、早期の認知に努めているところでございます。

このほか、教育相談を学期ごとに実施いたしまして、教職員間の情報共有のため、毎週1回話し合いを行っているところでございます。

さらに、対応に万全を期すためチェックシートを活用いたしまして、自己点検をし、多くの教職員の目で確認をしているところでございます。

一方、いじめの発見並びに実態の把握につきましては、事案が個人間の問題というところや、そのとらえ方について個人差もあり、大変難しい面があるのも事実でございます。そのため、それぞれの教職員のいじめに対するとらえ方、認識に違いが生じないように、引き続き小さな変化やサインを見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めまして、警察をはじめといたします関係機関との情報の共有並びに連携を図りまして、問題を抱える児童、生徒、保護者、一人一人に応じた適切な指導、支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時20分再開といたします。

午前11時05分休憩

午前11時20分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、松村広志君の一般質問を続けます。

執行部の答弁が済んでおりますので、松村広志君。

○1番（松村広志君） 先ほどはご答弁、大変にありがとうございました。

いじめ問題を考えるとき、いじめる子にも発散しなければならない「いらいら」とか「さびしさ」もあるかもしれない。しかし、どんな理由があろうとも、してはいけないことは、はっきりと教えていくことは大切であります。

いじめる側が100%悪いと明確にすることが大事であります。「いじめられていい子」はいないし、「いじめていい権利を持つ子」もない。だから、いじめは絶対悪であるという認識の共有が我々も大事であります。いじめられる側にも原因があるという声は、結局いじめを正当化する理屈であり、これを放置すれば、いじめられる側だけでなく、いじめる側の心の破壊にもつながるといえます。

加害者も被害者もどっちもどっちくらいに思っている限り、いじめはなくならないと申し上げ、私からのこの件に関する質疑は終わります。

続いて、美浦村役場庁舎内と来春オープンする地域交流館内におけるBGMの検討についてお尋ねいたします。

これは近年、企業や商業施設、工場等で、能率アップやリラクセス効果の期待から広く注目をされております。ある大型販売店では、よい音楽は店のイメージアップにつながる、落ちついた雰囲気や安らぎ感を演出する、くつろいで買い物ができるように、などの理由から取り組んでいるとのことでもあります。

また、心地よいヒーリング系の音楽は、メンタルケアや集中力向上の効果もあると言われております。本村庁舎、地域交流館における本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 松村議員のご質問にお答えいたします。私のほうからは役場

の庁舎内ですね、庁舎内にBGMを流すこと、このことによるヒーリング効果についてお答えをしたいと思います。

まず役場内でBGMを流すことなんですけども、まず役場を訪れる村民の方の視点で見た場合なんですけど、多くの来庁者が特定の用件を処理することをのみ目的に来庁されております。庁内にとどまる時間の短さを考慮した場合、庁内BGMによるヒーリング効果、これについてはその効果があるかどうかということについては、まだ検討の余地があるものと考えます。

また、役場庁舎は公共施設という性格上、さまざまな考え方を持つ多くの方が来庁されます。庁内にBGMを流すことが適切かどうかという点については、多くの方の意見を聞き、実施の有無を判断する必要があるものと考えます。

一方、職員に対しての視点で見た場合なんですけど、一定のリラックス効果は期待できるものと考えます。反面、広範な執務スペース内で庁内各部署が多種多様な職務を同時進行している状況下では、それぞれの環境が異なっており、一様に効果が得られるかどうかということは、これも慎重な判断が必要と考えます。

また、実施をする場合、放送設備等に要するイニシャルコスト等財政面の制約も考えられます。

以上のように庁内にBGMを流すことにつきましては、これらの条件をもとに、今後、慎重に検討してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それでは、ただいまの松村議員の質問でございますけども、私のほうからはですね、地域交流館の館内BGMによるヒーリングの検討といったところで、答弁をさせていただきたいと思っております。

地域交流館の現設計では、公設公営部分で音声デッキが1基及び会議室用デッキ1基並びに直売場用デッキ1基の、合計で3基の音声デッキを備える設計となっております。

ここで議員ご質問の交流館のBGM対応の検討でございますが、直売場は専門の音声デッキを設置をしておりますので、BGMを流すことは可能となっております。

また、公設公営部分でBGMを流すとなると、会議室を除いた部分に同様な音楽を流すことは可能であります、別なBGMを流すことは不可能となってきております。なお、部屋ごとにBGMを流すことは可能でございます。よって、子育てスペースと共用ホール等への同様なBGMを流すこととなっております。

役場庁舎と違い、多世代が交流する場所でございますので、BGMはあってしかるべきものと理解をしておりますので、流す方向で進めていきたいと考えております。

また、商用のためにCD、テープなどの録音物や、有線放送等によりジャスラック管理楽曲をBGMに利用する場合、著作権が発生し利用期間や回数などに応じ使用料が発生いたしますが、公営部分につきましては、商用とはならないため著作権は発生しませんので、

その場に合ったBGMを流していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 前向きなご答弁、ありがとうございました。役場庁内においては、さまざまなご意見が考えられることと思いますが、例えばお昼休みの1時間にヒーリングの観点からも、静かなクラシック音楽が流れてもよいのではないかと考えます。ご検討をよろしくお願いいたします。

以上でストレスマネジメント先進の村に対する私の質疑を終わります。

最後に、家庭用火災報知器についてお尋ねいたします。現在、2006年の消防法改正により、全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられておりますが、その一方で、設置をしなくても法律上の罰則がないということも反映してか、高い設置率に至らない自治体も多く存在しているようであります。本村における設置状況並びに推進への取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 松村議員のご質問にお答えいたします。まず本村の家庭用火災報知器の設置の状況でございます。本村の住宅火災警報器設置率につきましては、毎年3月に、いなほ消防署員による調査を実施しております。調査方法といたしましては、調査日に本村全域を対象とし、ランダムで24件を聞き取り調査をしております。平成28年3月の調査結果、ご覧のタブレットに出ております調査結果によりますと、24件中、全部設置が17件、一部設置が1件、設置なしが6件となっており、本村の設置率は70.8%となっております。過去2年の調査結果と比較いたしましても、平成26年3月の設置率が38%、平成27年3月が45.8%となっており、設置率は年々増加しております。

次に、住宅用火災警報機未設置の世帯への推進についてお答えをいたします。

毎年実施しております美浦村産業文化フェスティバルでの防火・防災ブースにての啓発及び周知活動や、美浦村防災訓練及び各地区からの要望のあります防災、放水訓練時にて、実物を展示し啓発等を行っております。

本村といたしましても、引き続きいなほ消防署及び美浦村消防団と連携し、住宅用火災警報器の設置推進等を行っていききたいと考えております。

また、村の広報紙、ホームページ等でも啓発を行ってきたいと考えます。

さらに、毎年11月に実施しております「全国火災予防週間」にて、本村の防災メールを利用し、啓発及び年1回の点検等の呼びかけ配信も検討いたしたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございました。最近、家庭用火災報知器における新たなトラブルも確認されております。それは、実際の火災現場にあつて、頼みの報知器が作動しないという事例であります。故障や電池切れ、電子部品の劣化など幾つも要因が確認

されておりますが、被害の数は、この5年間だけでも全国で607件に及んでおります。このうち、けが人は173人、死亡者が10人にも上っております。

高齢世帯や単身世帯はもとより、どのご家庭にあっても火災発生時における報知機の作動は命綱となります。日ごろから、このような事故を起こさせないための、メンテナンスの呼びかけは大変重要に思われます。本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 松村議員ご指摘のとおりですね、2006年の消防法の改正により、全ての住宅に火災報知機の設置が義務づけられてから10年が経過いたしました。

初期に取りつけられた火災報知器については、電池切れ等の不具合が生じる時期に来ているものと考えます。住宅用火災報知器未設置世帯への設置の推進にあわせて、設置後の適正な管理を啓発していくことも、重要な課題であると認識しております。

村としましては、住宅用火災報知器設置後のメンテナンスについても、さきの答弁と繰り返しになりますが、毎年実施しております美浦村の産業文化フェスティバルでの防火・防災ブースにての啓発及び周知活動や、美浦村防災訓練及び各地区から要望のあります防災、放水訓練等のときに、実物を展示しまして啓発を行っております。その際には、設置後の各家庭におきましては、年1回の電源ランプ等の確認、電池の交換等の呼びかけを行っているところでございます。

いずれにしましても、本村での家庭用火災報知器100%の設置を目指し、あわせて、設置後の適正管理についても啓発を続けていきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁大変ありがとうございました。大切な住民の安全と生活を守るため、今後とも積極的なお取り組みをよろしくお願いいたします。

以上で私からの質疑の全てを終了いたします。長時間ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員山崎です。通告書に従い生活介助員について質問いたします。

本村での今年度の生活介助を必要とする児童生徒の人数と、現在の介助員の人数についてお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えをいたします。

今年度、学校において生活介助員を配置しておりますのは、木原小学校で3人、大谷小学校で2人の5人ございまして、生活介助を必要とする児童も5人でございます。

平成10年に定めました「美浦村生活介助員配置に関する要綱」をもとに、障害等のある

児童生徒の学校における教育活動を援助し、教育効果の充実を図るため実施しているものでございまして、小中学校の特別支援学級におきまして学校生活をしている児童生徒で、学校生活に困難を生じる児童生徒に、生活の介助を行っているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。本村は、生活介助を必要とする児童の人数分介助員さんをつけていただき、他の市町村に比べてもとても手厚く対応していただけていること、大変ありがたいと思っております。

そこで質問ですが、生活介助員の介助の範囲と勤務時間をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えをいたします。

介助員の職務としましては、児童生徒の日常生活動作の介助、校内における移動の介助、健康安全の確保、そのほか学校運営上必要な事項に関することで介助することが主な内容でございます。

勤務時間は、教育課程に位置づけられた教育活動の時間及び学校長が必要と認めた時間となっております。1日約5時間、学校開校日の約200日で勤務をお願いしております。

また、校外活動におきましては、生活介助員の同行をお願いしている学校もありますし、同行はお願いしないで、教職員や保護者サポーターの支援により対応している学校もございます。障害等がある児童生徒でも、その程度は、それぞれに介助の内容は異なっておりますので、学校長の判断によるものとなっております。

同行している場合でも、生活介助員に係る旅費等の予算措置がないこと、勤務時間等にかかわってきますことから、引率者負担の発生しない、通常の勤務時間内で対応できる社会科見学といった場合に同行していますのが現状でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。生活介助員の職務に関する要綱の中に、校外活動の際の行動の範囲は、「村内に限る」というような文言は入っているのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまのご質問にお答えをいたします。「美浦村生活介助員配置に関する要綱」で、介助員の職務ということで、第5条に定めてございますが、「学校長の指示に従い従事する者」としており、校内における移動の介助、そのほか学校運営上必要な事項に関することで介助を行うことが明記されているところでございます。

したがって、先ほどおっしゃられた、そういった文言は明記されておられません。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。生活介助員に関する要綱が、介助員さんも見ることがなく、学校側にも要綱はつい最近届けていただいたそうですけど、それまで

は要綱が届いていないみたいだとのことでした。介助の範囲や行動範囲等の基準を明確化し、わかりやすくした文書を作成し、学校と介助員さん自身にも渡すことは可能でしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまのご質問にお答えをいたします。生活介助員配置に関する要綱には、介助員の職務、身分、服务等介助員にかかわる条文がございますので、お渡しすることは可能でございます。ただ、児童生徒個々によって状況が違いますので、支援の仕方もそれぞれに異なりますので、要綱には詳細な職務内容は明記してございません。今後は、学校や保護者と情報を共有しながら、対象児童生徒の状況に合った支援方法を確認し、年度当初に学校、生活介助員の方にも、その方法に対応した職務について説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。今までその学校側と、学校側と言っても介助に直接携わっているクラスの担任の先生とか、介助員さんたちとか、どこまで可能なのかっていうのが不明確だったみたいなので、ぜひともそういったものを、その子に合わせた、明確化したものをつくって、お渡ししていただければと思います。

遠足や修学旅行のとき、現在は生活介助員さんは同行していないが、そういうときこそ普段の生活と環境が全く違って、情緒不安定になる可能性があるので、生活介助員さんを必要とすると思います。時間外手当や旅費等が発生するので、できなかつたと思うのですが、年に数回しかないことですので、それらの予算をつけることはできないでしょうか。

教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。現在は、旅費及び時間外勤務などの予算措置がないことなどから、引率者の負担の発生しない、社会科見学に同行しております。生活介助員が同行せず児童の介助が必要な場合には、教職員が対応しているところでございます。

しかしながら、今後は、学校での生活の介助を受ける児童生徒にとりまして最善の方法を考え、校外での活動に生活介助員の同行が必要である場合には、対応できるよう予算措置をしてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 予算措置を考えていただけるとのことで、よろしく願いいたします。やはり、そういった介助を必要とする子供たちもみんなと一緒に普段の生活と同じような感じで、修学旅行にも遠足にも参加できるように、よろしく願いいたします。

それでは、次の福祉バスの質問に移らせていただきます。

現在の本村の福祉バスの、使用開始年月日と耐用年数についてお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。現在美浦村で使用している福祉バスは、平成7年1月17日に購入し、21年を経過し、走行距離はおよそ34万キロになっております。

耐用年数については、税法上の減価償却の耐用年数は5年となっており、民間のバス会社などは、減価償却済みの古いバスを修理しながら大事に使っているのが現状だと伺っております。バスの寿命のお話をいたしますと、バスに登載されているディーゼルエンジンの耐久性はすばらしく、定期的なメンテナンスを行っていれば、100万キロの走行も可能だと言われております。バス会社によっては50万キロを目安に新しい車両に入れかえることをしているところもあるそうです。また、路線バスの場合、一般的に年間走行距離が5万キロから6万キロで、15年から20年程度、観光バスの場合、1回の走行距離が長いので、7年から12年程度が交換の目安となっているようです。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。現在の福祉バスは20年間、34万キロ使っているということですね、それでは今現在の福祉バスの使用範囲についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 福祉バスの使用範囲につきましては、「美浦村福祉専用バス使用規程」に定められており、一つ目として、老人クラブ活動等老人福祉事業の実施に必要があるとき、二つ目として、心身障害者の福祉事業の実施に必要があるとき、三つ目として、母子世帯の福祉事業の実施に必要があるとき、四つ目としてその他村長が社会福祉事業の進行上特に必要と認めたときとなっており、特に社会福祉団体につきましては、使用目的を限定し、優先的に使用できるようになっております。

その他弾力的な運用として、村内の小中学校が実施する校内及び近隣市町村への校外学習などに使用しております。利用につきましては、原則日帰りとし、17名以上39名以内、運行距離は片道150キロ以内としております。利用時間は8時30分から午後5時を原則とし、時間外運行した場合は別途、時間外料金を支払っております。

福祉バスの年間利用状況については、毎年およそ100回前後の使用回数となっております。昨年、27年度の利用の状況を申し上げますと、福祉団体及び老人クラブで36回、美浦ステークスなど村主催の行事で16回、美浦大学、いきいきミセス、ジュニアアカデミーなど教育委員会の主催する団体で25回、その他で2回、学校行事の送迎で18回となっております。

なお、村主催の行事の16回の内訳、もう少し詳しく申し上げますと、消防等で総務課が3回、交通安全関係で生活環境課が2回、少年のつばさ等で企画財政課が5回、農業及び消費者行政関係で経済課が3回、敬老会で福祉介護課が1回、食生活改善関係で健康増進

課が1回、合計で16回となっております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 福祉バスを児童生徒も利用されるということですが、児童生徒の利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 村内学校での福祉バス利用状況につきにつきましてお答えをいたします。福祉バスの利用に当たっては、福祉関係の貸し出しが優先する旨を、毎年、年度初めに小中学校長あてに通知をしており、基本的には空いている日に利用しているところでございます。

平成27年度の利用状況を申し上げますと、小学校の利用回数は18回で、延べ765人でございます。中学校は2回の利用で、述べ87人ございました。利用の目的は、主に、校外学習がほとんどでございます。行き先は、いなほ消防署、陸平貝塚、江戸崎地方衛生土木組合、光と風の丘公園などが主な場所となっております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。福祉バスの使用規程の乗車人数が39名となっておりますが、学校の校外授業の使用の際、現在、本村での1クラスの人数が、最大のところは40名クラスで、乗車人数39名では乗り切れないため、ピストン輸送を行っているそうです。先発で乗車した子供たちは、後発のバスが着くまで待っているしかなく、とても時間のロスになります。聞いたところバスの席は39席よりも、もっとあるとのことなので、規程の乗車人数を改定できないでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 山崎議員ご指摘のようにですね、現在のバスの使用規程では乗車定員が39名となっております。ご指摘を受けまして、現在使用しているバスのほうの座席数を確認しますと、正座席ですね、補助席でない部分、これが33ございます。それから、補助席が7つございます。合計40となります。現在の使用規程で乗員39名となっておりますが、これについては現状に合った数に見直しをしていきたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。子供たちがピストン輸送をせず、時間のロスもなく校外授業をスムーズに行えるよう、乗車人数のほう改訂よろしくお願いたします。

それでは、福祉バスのこれまでの修理費合計と、故障時修理期間中の民間バスのレンタル料とを合算した費用合計はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。さきに申し上げたとおりですね、現在のバスは平成7年に導入をしており、21年が経過しております。全てをさかのぼって修理

費を調べることはできませんので、平成22年以降の修理費を申し上げます。

福祉バスの修理費については、平成22年度以降6年間の合計で314万8,112円を支払っております。主な修理内容は、暖房のウォーターポンプの交換やエアコンの修理などとなっております。その中で、平成27年度、例外的に大きな支出をしております。これは議会のほうにもそういう報告をしておりますが、それを除きますと、1年あたり大体20万円から30万円の修繕費がかかっているようです。これから類推しますと、新車購入時はそれほど修繕費がかからないと仮定し、あくまで推計なんですけど、これまでに300万円から400万円ぐらいの修繕費がかかっているのではないかと思います。

次に、故障修理期間中の民間バスのレンタル料についてお答えをいたします。

直近では、大きな故障は昨年度、平成27年度、クラッチギアが故障し130万5,698円という大きな支出をいたしました。その期間の民間バスの借上料は、6月29日から8月9日までの間に14回、64万1,247円を支出しております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。それではこの福祉バスを、新車購入するとした場合の購入費用と、バスを購入せずに全委託、バスとドライバーと全てを全委託した場合の委託料はどのくらいになるかお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） バスを新車購入する場合の購入費用と、全委託した場合の委託料ということでございますが、バスを新車購入した場合ですと、現行と同じサイズのもので買い替えるとした場合と、およそ3,700万円、また、よく見かける観光バスの大型サイズとした場合では5,000万円前後になるということで伺っております。

なお、どちらのバスの納期も今、非常にバスの受注が多いようで、2年前後納車までかかるようなことになっているようです。

また、過去の福祉バスの使用状況から年間全委託した場合を推計しますと、バスの借上料として500万円、運転手の委託料が240万円、合計で約740万円年間でかかる計算となります。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。それでは、新車購入した場合と、バスを全委託した場合の、試算の比較がありましたらご説明お願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答えいたします。現在の福祉バス購入から既に20年以上経過しているというのは先ほど申し上げました。ご指摘のとおりですね、内装、外装とも老朽化が目立ってきている状況でございます。また、昨年のように突然に故障し、修理代や委託料が発生する可能性もございます。

しかしながら、先に述べた財源の問題ですね、買い替えた場合今のバスでも3,700万円、

それから大型バスだと5,000万円前後の費用がかかるということを考えますと、エンジンについては現在、先ほど申し上げたように、50万キロから100万キロの走行が可能であるということ、そして、現在の福祉バスの走行距離が34万キロであるということ、以上のことを総合的に判断しますと、今後も定期的なメンテナンスを行いながら、現在のバスを大事に使っていきたいと考えております。

ご質問のですね、全委託に切り替えた方が良いのではというご提案でございますけれども、全委託と自前でバスを持って、運転手さんだけを委託するという、今の方法ですね、これを比較した場合、概算ではありますが、バスを自前で持って10年以上使うという想定をした場合、全委託より、自前でバスを持ち運転手を委託する現在の方法のほうが経済的であるという試算になってまいります。

これはあくまでも概算での試算となりますので、まずはですね、今使っているバス、これを大事に使いながら、議員おっしゃるように、最初から全委託を否定するというのではなくて、もう少しきちっとした、試算、全委託にしたほうがいいのか今の方法がいいのかというのは、今のバスを当面大事に使いながら、そちらの試算のほうもきちっとした詳細の試算をしまして、結論を出していきたいということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、なかなか新車購入という方向にはいかないんでしょうけれど、試算を、概算なんでしょうけれど試算した結果では、10年以上使用する場合は新車購入のほうが経済的という結論、でもバスは10年以上は絶対使うと思うんですよね。それで、今のバスを修理をしながら使っていくというと、故障してから購入するとなると納車までに2年くらいは民間バスのレンタルとなるので、かなりその分高つくと思います。ですから、故障する前に早い段階で新車購入に踏み切って、納車するまでそれを乗り続けたほうが、費用はかからずに済むのではないのでしょうか。村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員の福祉バス購入について、今、部長のほうからですね、10年、20年という中で、今現在、34万キロ、21年というと、大体1年平均にすると1万6,000キロぐらいの走行距離ということで、いかんせん、34万キロっていうのは、まだまだ、バス会社から見たら距離数は走っていない車というふうになりますけども、いかんせん年数が21年ということでございます。

しかも、今、宝くじを利用した、そういうものも考えて応募しようというふうに、庁内で検討はしたんですが、発注して2年ぐらい、今、納車がかかるということなんで、うまく宝くじの補助がついたときに、納車ができる時期がぴったりあえば、そういうことが可能であれば一番いいんですが、なかなか2年も先ということは、今、いろんな外国からのインバウンドで外国人が、今、2,000万人を超えているというところで、観光会社が要するに新しいバスじゃないと、バスをチャーターしないよということで、各観光会社が新しい

バスに切り替えてきているということもあって、納車が2年以上、今頼んでも2年以上かかるよと、というような話は聞いてございます。

ですから、もう少し、オリンピックが過ぎれば、ある程度はそういう状況が緩和されるのかなという1年以内の納車という部分で、バス会社が対応できれば、宝くじの補助制度を活用して、1,000万円という助成がございまして、3,700万円ですか、うちの1,000万円という部分もかなり大きな部分になりますので、そういう状況下というふうなことが見込まれれば、新しくもすべきであろうというふうには考えてございます。

当座、今の時点で宝くじの応募が採択になっても、バス会社が納車してくれないと、せっかくの補助が戻すような形になってしまうということになると、次の応募に支障を来すかなというふうには考えてございます。

ぜひそう納車が、1年以内の納車ができるということであれば、それを活用しない手はないんで、ぜひそういう納期がはっきり、1年以内の見込みができるようになったらば、バスの買い替えということは、考えて応募もしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。納期が1年以内のできるのであれば、宝くじの補助金が使えるということで、そうなったときには本当に故障する前に、なるべく早い段階で、この宝くじの補助金だけではなく、ほかの国の補助金が使えないかその辺も模索していただき、なるべく前向きに、大きな故障をすると余計出費が重なると思いますので、なるべく早い段階で、決断をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中であります、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午後零時09分休憩

午後1時01分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林昌子君。

○11番（林昌子君） それでは、通告に従いまして3項目について質問をさせていただきます。

まず、第1番目、ロタウイルス予防接種助成について質問をさせていただきます。乳幼児の健全育成のために、日ごろ関係各位には並々ならぬご配慮をいただきまして、敬意を表する次第でございます。任意予防接種の中で唯一助成がなされていないロタウイルス予防接種の公費助成を求め、昨年12月に質問をいたしました。村長の答弁は、「健康に被害

がないとの厚生労働省の発表が出次第、年度途中でも実施していきたい。」とありました。

その後の進捗状況をお尋ねいたします。まず初めに、ワクチンの安全性に対する厚生労働省の見解についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

ロタウイルスワクチンの接種目的は、複数回接種により、感染症による重症ロタウイルス胃腸炎を防ぎ、軽症化を図ることとなっております。

予防接種の安全性においては、厚生労働省の厚生科学審議会、ワクチン分科会副反応検討部会によりますと、予防接種においては、健康被害のリスクは拭えないし、ロタにおいても決して例外ではございません。ただし、接種効果については、世界130カ国以上で承認され有効性が示されていますし、一過性の下痢などはあるが重篤化はまれであるとしております。一方で、ワクチン初回接種終了後の2年半で、下痢症での入院が88%あり、ワクチン価格との費用対効果については良好ではないと、そういう結果を出しております。まだ効果指数が統一されていないため、一定基準で評価することは困難とする評価分析結果を出しております。また、副反応報告では、現在、安全性においては予防接種としてのリスクは避けられないまでも、厚労省の認可を踏まえ、任意での接種が実施されている現状の中、重大な懸念は認められないという評価ということになるようです。

以上のように、2016年9月のワクチン副反応検討部会からの報告が発表されております。今後さらなる継続検証を行うこととしておりますので、見守ってまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、ただいまの答弁で了解をいたしました。その中で費用対効果はよくなくても、症状の緩和がされていると推察をされます。しかしながら、副反応においても大きな懸念は認められないとの報告により、近隣自治体の接種実施が広がっております。そこで、本村及び近隣のロタ実績についてお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ロタの実績なんですけれども、別添の資料を提出させていただきましたので、資料として、タブレット中にあると思いますけれども、「県内市町村における任意の予防接種に関する公費助成の状況」平成28年10月1日現在をご覧ください。ロタの欄をご覧ください。

県内で費用助成を行っている市町村は16団体ありまして、実施率として36.3%となっております。参考までですが、助成額については、約1万5,000円が3市、約1万円が9市町、約1万円以下が3市町、全額補助は1町となっております。これは大子町となっております。なお、接種者の状況でございますが、任意接種ということもありまして、希望する方のみの実施となっているため、医療機関等の把握等ができませんので、どれだけの方

が接種されているかについては、接種率を含め把握は困難となっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 県内の一覧表を提出いただきまして、とてもわかりやすくご説明いただき、ありがとうございました。医療機関等の把握等ができないので、接種実績や接種率を含め、把握は困難とのことは了解をいたしました。

それでは、美浦村として、今後の助成の動向についてお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問でございます。基本的な考え、将来性を考慮しますと、29年度以降、健康増進課事業3カ年計画の中で、予防接種の推進を位置づけており、定期接種と任意接種をあわせて、疾病予防対策の観点から、接種率の底上げを目指す趣旨を考えると、一施策としては助成制度を充実することは重要なことであると認識しております。

また、今般、B型肝炎ワクチンが定期化し、実施をスタートしたところであり、対象者には、これまでの接種も加えタイトなスケジュールとなっております。将来的には、同時接種が広まっていければなど、そう考えております。

また、ロタワクチン接種においては、現在、実施いただいている近隣の医療機関でも取り扱い、8カ所のうち4カ所となっており、今後広域的な動きが出るよう期待をしております。

現段階での厚労省 厚生科学審議会 ワクチン分科会副反応検討部会の検証結果によると、ワクチンの有効性や費用対効果等については、明確に判断は出しておりませんが、効果は認められ、重大な懸念はないとしているようですが、今後、さらに副反応などの検証を重ね、時間はかかると思いますが、できるだけ早くより明確な判断が出ること、ひいては定期化への検討についても進めていただければなど思っております。

このような中、現段階で助成制度について、国や自治体に様々な考え方が存在しているようですが、任意接種である以上は、個人個人の判断で接種していただくことが前提となっております。

仮に助成を実施するとなれば、任意でありながらも、万が一、健康被害が起こったときの救済制度等も含め、村の費用負担が生じてくる可能性も念頭に熟慮し、接種を希望される方への助成については、今後、近隣医師会への協力体制が得られるかアプローチをしながら、助成時期や金額、財政を含めたこと等々の検証を含め、医療機関の理解、実施要綱や周知系啓発等、国の動向も見ながら準備を整え、実施していける方向で検討を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 前向きな答弁、ありがとうございました。命に関わりますので、

慎重に対応することは必定であります。それでも、接種希望者の思いは、乳幼児期の体力のない時期に胃腸炎によって苦しむことは、避けたい痛切な思いがあります。

そこで、村長にお尋ねをいたします。先ほどの松葉保健福祉部長の答弁で、29年度以降、健康増進課事業3カ年計画の中で、予防接種の推進を位置づけていて、疾病予防対策の観点から、接種率の底上げを目指す趣旨を考えると、助成制度を充実することも重要なことであるとありました。何とか検証が進み、安全と判断できたときは、早期に助成制度の導入を要望いたしますが、村長の簡潔なる見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のロタについて、去年の12月にも質問がありましたけども、今、部長のほうから答弁がありましたけども、世界で130カ国でももう承認をされているということでございます。また、茨城県の中でも11市5町、16市町が助成を行っているということでございます。また、被害については町村会が一部、それについても補てんができるような制度があるというふうに伺ってもございます。そういう意味でも、ぜひ、部長が来年度予算に反映をしていきたい、あくまでも任意なんで、受ける保護者が子供のためにどういう状況の中で、という部分をよく考えていただいて、村としても来年度予算の中に、人数的な部分も勘案しながら、予算化に向けて検討していきたい。

また、助成金額に関しては、16市町、また近隣でも、やっているところがございまして、それを一つベースにして、美浦村で大体どのぐらいの助成ができるかということもこれから詰めて、来年度の予算の中に反映するに当たっては、そういう意味合いも込めてですね、美浦村も16プラス1村としてそこに入れていけるような体制を組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、村長のほうから16市町にプラス村も加えて、来年度予算にという明解な答弁いただきました。本当にありがとうございます。

今まで長きにわたり、この要望をしてまいりましたが、本当に保護者の痛切の思いを感じると、今の答弁、本当に多くの保護者が喜ばれるのではないかと、本当に感謝を申し上げます。どうぞ、早期の、29年度予算化よろしくお願い申し上げます。

続きまして、質問2番目、地域猫対策について質問をさせていただきます。

飼い猫や野良猫による被害を被っている方からの相談が多い中で、人間も動物もより良い環境で共存できるように、美浦村動物愛護条例の制定をすべきと、昨年年第3回定例会において提案をさせていただきました。担当部長と村長よりともに、県の条例をもとに、広報紙やホームページを有効に活用して、さらなるマナー向上に努めてまいりますとの答弁をいただきました。

資料の1をご覧ください。これは、最近、庁内に貼り出されました、保護していますという、迷い犬の掲示写真でございます。これは庁内で見かけるのはほんとに本邦初公開で

ございまして、本当に、いろんな要望を踏まえて、担当課の方が細かく対応している中で、このような情報も入手し、庁内の皆様にまた来庁者の皆様にもこうやって目につくところに貼り出されているということは、本当に担当課職員のご努力に敬意を表する次第でございます。本当、ご協力感謝申し上げます。しかしながら、現在も、捨て猫は減らず、里親探しに限られた方々の協力では限界があり、犬よりも猫の処分数が多い状況にあります。

先月の11月22日は「犬猫応援の日」と謳われています。動物の殺処分減少に向けた地域で守り育てる地域猫活動の推進が必要であると考えます。

そこで、一つ目の質問、平成27年度の犬猫処分状況をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それでは林議員ご質問の、平成27年度犬猫処分状況についてご答弁を申し上げます。平成27年度的美浦村の収容状況につきましては、犬が2頭子猫が15頭となっております。また、平成28年度の収容状況につきましては、9月現在で犬が8頭、子猫が18頭となっております。

犬につきましては、野良犬の捕獲のほか、平成28年度は放し飼いを常習する飼い主に対し、複数回の警告を行ったうえで、数匹の捕獲を行いました。

猫に関しては、動物愛護法上、基本的には野良猫の捕獲は行うことができません。ただし、生後間もない猫を自宅前などに捨てられ、貰い手がつかない場合には、引き取りを行う場合がございます。猫を捨てられたというご相談をいただく方は、毎年、特定の方からの連絡が多いという実態でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 捕獲は大変な業務であり、担当課のご努力に敬意を表する次第でございます。ただいまの答弁で、27年度よりも28年の半年間の収容数が多いのは驚きであります。毎年、特定の方からの連絡が多いということは、一定の地域の猫の繁殖が多いという実態がつかめました。

そこで、次の質問ですが、野良猫の苦情件数と里親探しの相談及び対応をどのようになされているのかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。猫に関する相談件数は、平成27年度は12件、平成28年度は11月時点で15件となっております。その中で、近所の猫が庭に侵入して糞尿をする、野良猫が敷地内に住みついてしまったといったものが多くあります。猫は動物愛護法上、捕獲することができず、基本的に野良猫が侵入しないよう、忌避剤等による自己防衛を行っていただいております。たとえ飼い猫であったとしても、首輪をつけていない方が多いため、飼い主を特定できないケースが多く、また、室内飼育を推奨しているものの、外での放し飼い自体は認められているため、対応に苦慮しております。

野良猫に餌やりを行う人物に関しての相談をいただくこともございます。本人は迷惑をかけている認識がないため、注意を聞き入れてもらえず、対応が長期化しやすい案件となっております。平成28年度の事例では、飼い主及び餌やりを行っていた人物が、転居または死亡したことによって、猫複数匹が置き去りにされ、居住していた地域に居ついたままになってしまったという事例が数件ございました。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 野良猫に餌やりをする方、本当にその自分は自覚がございませんね。その行為はよろしいですけれども、その過程においていろんな糞尿や匂い付けされている地域の被害の方のほうが、本当に困ってしまっている状態でございます。これは何度も申し上げておりますけれども、聞き入れてもらえない、その方、ですので飼い主の方のマナーと餌やりする方のマナーにも、対策が進むかどうかの鍵がかかっていると思います。昨年の9月時点の報告では、苦情等の状況として、平成26年度が犬が36件、猫10件のことでしたので、猫の苦情件数が年々ふえているのがわかりました。飼い主の意識変革は急務ではないでしょうか。また、転居により里親を見つせずに放置する方がふえている状況は、好ましくない傾向であると思います。

そこで、次の質問です。飼い主及び餌やりする方へのマナーアップ周知と実績をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。犬猫の飼い主に対する飼育のマナーにつきましては、毎年広報及び回覧文により、周知を行っております。また、区長等の希望により、回覧文書を提供する場合もございます。

犬に関しては、放し飼いの禁止、登録と狂犬病予防注射を行うこと、散歩中のフンの持ち帰りについて呼びかけております。

猫に関しましては、室内飼育の推奨、苦手な人がいることを認識すること、安易な餌付けをしないこと等を呼びかけてございます。以上のおりでございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 定期的な配布とまた広報周知によって、行政としてはやっていることはやっているというスタンスではございますが、その見て欲しい方に届いていないというのも現状ではないでしょうか。

そこで、資料の4番目、横浜市のチラシをご覧いただきたいと思います。このチラシの内容は、終生飼育また不妊去勢手術、里親探しの励行、屋内飼育、首輪に飼い主の明示する等々とてもわかりやすいチラシです。美浦村でもこのように目立つ、わかりやすいチラシを苦情多発地域に配布してはいかがでしょうか。この件に関しては、強く要望して、次の質問に移らせていただきます。ぜひ実施のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

昨年の答弁でも、協力者を募るといわれておりました。里親探しに関してですけれども。

そこで、動物愛護ボランティア公募の検討をどのようになされているか、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） チラシ、大変参考になりました。それでは、答弁をさせていただきます。阿見町、牛久市などでは、動物愛護と適正飼養に熱意のある住民の自発的な取り組みを支援する目的で、動物愛護協力員の登録を行っております。協力員は、主に飼い主のいない犬猫に関して、一時保護や譲渡の推進、避妊去勢手術への協力、トラブルの解決等の活動を行っております。また、阿見町、守谷市などでは、協力員のほか、市町村内の獣医師、動物愛護団体、茨城県動物愛護推進委員等と連携して、動物愛護協議会を設置し、飼い主のいない犬や猫の里親を探すための譲渡会、地域猫活動の支援、犬や猫の正しい飼い方の講習会の開催など、動物と正しく付き合うための取り組みを行っております。

本村といたしましても、動物愛護協力員の登録を始めていく方向で検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 動物愛護協力員の登録を始めていくとのことですが、その手段といたしまして、ホームページ、フェイスブック、広報、公共施設やコンビニ等に貼り出し等をして、全ての方策を駆使して、29年度中に公募にて登録依頼をしていただけないでしょうか。そのことを時間の関係上、強く要望して、次の質問に移ります。

殺処分ゼロを目指すには、野良猫をふやさないことが一番です。そこで提案ですが、野良猫の去勢・避妊手術費用助成ができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。茨城県の犬猫の殺処分数は10年前の半数未満となりましたが、いまだに全国的には高い水準となっております。これを受けまして、いばらき自民党では、仮称、茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例案を、平成28年第4回県議会定例会において議員提案により、制定する予定であるとして意見募集を行ってまいりました。

また、県内におきましても、平成28年度時点で13の市町村が飼い犬及び猫の不妊去勢手術の助成を行っております。茨城県を中心に、周辺市町村でも殺処分数削減に対し力を入れております。子猫を捨てる問題等もあることから、飼い主のいる犬猫に関しては、周辺の状況を見つつ対応をしていこうと考えております。飼い主不明猫に対する不妊去勢の助成は、県内では牛久市、阿見町、河内町、境町で行われております。飼い主不明猫を保護し、避妊去勢手術をした上で、逃がす活動はTNR活動と呼ばれており、トラップ、捕獲する。ニューター、不妊去勢手術。リターン、元の場所に戻す。を意味しております。野良猫の繁殖を防止し、一代限りの命を全うさせ、苦情や殺処分を減らすことを目的に行わ

れます。これらの活動を行うに当たっては、捕獲、一時保護、譲渡支援等が必要であることから、住民ボランティアや獣医師等との連携が必要となってまいります。

また、これらの活動は周辺地域とも連携して行っていくことが効果的であるため、既に行っている阿見町、牛久市はもちろん、他の隣接している市町村の協力は必要となってまいりますので、ボランティアの立ち上げも含めて協議し、今後、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、ただいまの答弁で、事業の推進状況をしっかりと見守ってまいりたいと思います。それでは、村長にお尋ねをいたします。現在でも、心ある方が、自分の飼い猫でもないのに、手術してくれている方がいます。とてもありがたいことでもあります。捕獲は担当課だけではとても難しい業務です。協力者が必要であります。動物の命を守るために「協力するよ」といつてくれている方もいらっしゃいます。そういう意味で、近年全国的に動物の去勢避妊手術を、ふるさと納税で補っている地域がふえています。我が美浦村も近隣に先駆けて、ふるさと納税での助成を実施できないかお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、地域猫対策ということで、先ほどの答弁、部長からもありましたようにですね、阿見町、牛久市は、近隣でもう、そういう団体等も立ち上げて地域猫の対策をやっているということでございますので、逃れて美浦村に来ると、避妊をしなくてもいいんだと思う猫がいるかどうかですけれども、ぜひ、今、ふるさと納税の中でやるというよりも、まずそういう団体をまず村の中に立ち上げる、また捕獲できるという部分も、通常の方ではできないということもありますので、そういう団体が立ち上がった時点で、その費用については牛久市さん、阿見町さんがやっているような部分と一緒にやらないと、地域猫が増えていってしまう。美浦村がやるときにはですね、稲敷市でも賛同していただいて、地域全体でそういう取り組みをしていかないと、減少にはつながっていかないだろうと思いますので、もう当然、阿見町、牛久市がやってございますので、美浦村がやるときには、稲敷市と協調して取り組みを一緒にやっていきたい。その中で費用が発生するということが出てきたときには、議員おっしゃるような、ふるさと納税の中の一環を活用できるかどうか、または、そういう地域猫がどのぐらいの割合でいるのか、避妊と去勢をする部分についての頭数がある程度出てくると、金額もはっきりとしたものが出てきますので、その辺を、ふるさと納税でどういうところにお金を使ってくださいというような部分も書いてきておりますので、余り違う部分として利用するというのではなく、使える部分の範囲の中で、それは考えていきたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 確かに、阿見町や稲敷市から迷い込んできた猫を捕獲するとい

うことも、また逆のケースもありますので、近隣と協力してやるということは、とても有効な方策ではあると思いますので、ぜひ、そうですね村長が言われるように、捕獲団体の立ち上げをまず29年度立ち上げていただき、その中で、捕獲頭数によってその予算化をふるさと納税でできるかどうか、でも、ふるさと納税はあくまでも村長が認めるものに関して、利用できる枠があるはずですので、ぜひ、そんなに多くの金額ではないと推察いたします。あと、また、捕獲団体を立ち上げる、プラス、団体には加盟はしていないだけでも、自分の目の前に捨てられてしまったりとか、たまたま見つけたとか、そういう方も、ぜひ、その加盟団体所属をお勧めいただいて、多くの方の目によってその地域猫が本当に命ある命を永らえ、また、その不備というかね、捨てられてしまう猫を減らすこと、また、捨てられた猫が増えないということも、殺処分ゼロにつながる大きなとても大切な方策となってくるので、今の答弁でとても先が見えてきましたので、何とか29年度、早期に立ち上げていただき、また、ふるさと納税の補正はしっかりと承認するように、議員各位にも了解を得たいと思っておりますので、何とか29年度中、導入ができるような段取りを求めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、質問の最後になります。交通弱者対策について質問をいたします。

来年の3月26日竣工予定の地域交流館完成で、地域活性化が期待される。より多くの村民が買い物も含め、自力で用事をこなし、引きこもることなく、健康に過ごせるための環境整備が急務と考えます。近隣との協力体制も含め、どのような交通手段を検討されているかをお尋ねいたします。

まず初めに、これまで実施した交通弱者対策を伺います。 よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 林議員の質問にお答えいたします。まずこれまで交通弱者対策として村が実施してきた対応策でございます。日常生活の足として、通勤通学の足として、公共交通は本村のみならず、稲敷地域全体として重要であり、喫緊な課題となっております。広域の公共交通機関としては、過去に、首都圏へのアクセスの利便性向上を図るため、稲敷・美浦・阿見町から東京駅までの高速バス、これを平成12年7月より運行いたしました。運行開始から3年目までは乗降者数も順調な伸びを示していましたが、年々乗降者数が減少し、3市町村での補てん措置により、引き続き運行をしておりました。しかしながら、補てん措置後も乗降者数はますます減少傾向を示し、3市町村としてもこれ以上の補てん額増額については、厳しいとの判断から、平成23年3月に高速バス路線を廃止せざるを得ないとの考えが示され、廃線となってしまいました。

こうした中、首都圏中央連絡自動車道の北東エリア、稲敷市、阿見町、美浦村、神崎町、牛久市の連携を積極的に推進し、圏央道を活用した交流軸の形成を目指すとともに、様々な分野での連携・交流による魅力あふれるまちづくりを推進し、地域の人口減少に歯どめをかけ、もって持続可能な地域社会を構築することを目的として、平成28年3月29日に

「圏央道北東エリア連携交流協議会」が設立されました。この協議会においてまずは、共通の課題の一つである広域公共交通網、都市部との連携の形成を目指すため、地域資源である圏央道を活用し、高速バス運行の実現化に向け、高速バス、阿見町のプレミアム・アウトレットから成田空港を結ぶバスですね。それと、美浦村役場と稲敷市のバスターミナルこれを結ぶシャトルバスの運行の実証実験を平成28年7月16日から来年1月15日までの約半年間、国の主要事業であります地方創生交付金を活用し、実施をしております。

しかしながら、目標とした採算ベース、1便12名には程遠く、10月末現在では、1便当たり0.73人の利用になったことから、12月25日までで打ち切ることとなりました。

このように、これまでも近隣市町村と連携のもと、地域交通網に対する取り組みをまいりましたが、思うような効果が得られておりません。現在、美浦村においては、既存路線バス、JRバス関東が2路線走っておりますが、便数が少ないことにより、利用する時間が合わないことや、住んでいる地区によっては、バス停までの距離が遠く、その恩恵を受けにくい方々が多くいるといった現状となっております。

こうした点をカバーすべく、村内全域と阿見町の東京医科大学茨城医療センターを営業区域とするデマンド乗り合いタクシーを平成20年8月から運行をしています。デマンド乗り合いタクシーにつきましては、現在まで、利用者の皆様が満足できるような制度となるよう、その制度を変えながら現在に至っているところで、利用者登録数は、徐々に増えてきており、公共交通機関が乏しい当村にとっては、有効な移動手段となっているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 鉄道の駅がなく、バス路線が縮小している本村としては、公共交通の問題は永遠の課題であると思います。議会としても、先進地を視察して福島県の浪江町方式の「デマンド乗り合いタクシー」が美浦村に適していると判断し、実施運行しているところでございます。

地域住民の快適な生活スタイル確保のためには、1自治体のみの取り組みでは、現在は限界があるのではないのでしょうか。そこで、近隣との協力体制も含め、今後どのような公共交通手段を検討されているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 今後の計画ということでございますけれども、さきの答弁でこれまで行ってきました公共交通、2つほど具体的に申し上げましたが、これが2つともなかなか思ったような効果が得られないというようなことで、2路線とも廃止になってしまっているということで、村としても大変残念なことであるというふうに思っております。

それで今後の計画なんですけれども、先ほども申し上げました県南地域は以前から広域交通の要望が強く、特に、稲敷地域の人口減少が激しいことから、今後の計画としましては、地方創生推進交付金を活用し、茨城県が主体となり、稲敷地域、これは龍ヶ崎市、牛

久市、稲敷市、美浦村、阿見町で広域交通の実証実験を行う予定となっております。

内容を申し上げますと、運行期間は、平成29年2月から平成31年3月を予定しております。ルートは、今タブレットに出ております。

一つが、稲敷市江戸崎町から牛久市奥野生涯学習センターを經由し、ひたちの牛久駅まで行くルート。

二つ目として、稲敷市江戸崎町の駅から、阿見町のあみプレミアム・アウトレットから、ひたち野うしく駅に至るルート。

それから三つ目として、美浦村の光と風の丘公園からあみプレミアム・アウトレット、牛久市奥野生涯学習センターを經由し、龍ヶ崎済生会病院を經由し、関鉄の竜ヶ崎駅に行く3ルートの運行を予定をしております。

各ルートとも、1日4便の往復ということで計画をしております。

それから、事業の全体予算なんですけれども、28年度分としては1,400万円を予定しております。県のほうが700万円、市町村が700万円を出すということで、美浦村としては140万円の負担をするというような内容になっております。

実証運行の基本的な考え方としましては、当初は、稲敷地域内の高校生の通学を主要なターゲットとしておりましたが、補充調査の結果、パンダバス等のスクールバスがきめ細やかに運行されており、関係自治体や高校からは、実証運行により既存スクールバスが減便や廃止となり、実証運行ルートも廃止となった場合に、地元住民が最も影響を受けることから、スクールバス利用者以外をターゲットとしております、この実証実験は。つまり、鉄道を利用した通勤・通学、高齢者を中心とする方を対象としまして、そのほか、龍ヶ崎済生会病院へ通院する方、あるいは、主要な駅との連絡をとっておりますので、都心への買い物に利用していただくというようなことで、利用者の想定をしております。

村としましては、この実証運行を広く周知し、多くの方に利用していただき、実証運行から本格運行につなげていけたらと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 執行部の方が頭を痛めながら策定していただいたことに、敬意を表する次第でございます。このコース、実施した後にはですね、より多くの利便性あるコースを望むわけなんですけれども、このコースでどれぐらいの方が乗られるかなというちょっと心配もございます。例えばなんですけれども、実施後ですね、半年後あたりにアンケート調査をして、利用者の利便性向上のためのコースの再検討をしていただけないものかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） アンケート調査についてお答えいたします。実証実験が平成29年2月から実施しますので、議員ご指摘のとおり、半年、あるいは1年たったところで、利用者へのアンケート調査は、自分も必要と考えます。

ただ、この実証運行というのが、先ほど申し上げたように、稲敷市、美浦村、阿見町、それから、龍ヶ崎市、牛久市それと県というようなことで、美浦村だけで行っているものでありませんので、構成市町村で協議会が立ち上がっております。

その中で、議員からご指摘ありましたようなアンケートを実施していただけるようにですね、協議会の中でその旨を発言をしまいたいということで考えます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 了解いたしました。ぜひよろしくお願い申し上げます。アンケート調査を含めて、周辺の乗り継ぎ案内、あるいは周辺の観光情報などわかるリーフレットを作成し、1人でも利用者を増やす努力をお願いしたいと重ねてお願いを申し上げます。

そして、実証実験で終わることがないように、必ず本格運行につなげていただきたいと要望いたします。先ほど来、部長が述べておりました、東京運行、成田運行が途中で打ち切りするなど、本格運行につながっておりません。ぜひ本格運行につながりますことを期待をいたしまして、次の質問に移ります。

村内の交通弱者対策として、デマンド乗り合いタクシーのほかに、コミュニティバスも考えられるのではないかと推察いたしますが、その点の村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 村長答弁ということですが、その前にですね、事務方の考え方をちょっと申し上げてから村長の答弁ということにさせていただきます。

コミュニティバスの運行なんですけれども、現在、先ほど申し上げました、村内全域と阿見町の東京医科大学医療センター、これを営業区域として運行しているデマンド乗り合いタクシー、これとの兼ね合いがあると思います。コミュニティバスとデマンド交通との兼ね合いが、当然ながらその調整が必要であると考えます。

また、既にコミュニティバスを運行している周辺自治体の例を見ますと、運行費用面で、利用者数に対して費用のほうがかかっていると、そういう路線が多いということで、大変苦労している実情も見受けられます。

村としましても、デマンド乗り合いタクシーも継続します、それからコミュニティバスも新たに走らせますということは財政上非常に難しいと思われまます。まずは村の実情に合っているものはどういうものなのか、コミュニティバスも含め、多くの事例を調査研究し、現在、推進しております役場周辺地区及び大谷地区の地区計画を中心とした新たな市街地形成に向け、地域住民の方に満足いただけるような、公共交通ネットワークが形成できるよう、美浦村地域公共交通会議において、十分に協議を進めてまいりたいというふうにご考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ぜひとも強力に進めていただきたいと要望いたします。

それでは最後に村長に伺います。予算的にも厳しいかと思っておりますので、交付金等を駆使

しながら、例えば、週に一、二回でも村内の商業施設と病院施設を循環できるコミュニティバス運行ができないものか、改めてお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは林議員のですね、地域公共交通、コミュニティの部分について、また、先ほど、総務部長のほうから答弁がありましたけども、圏央道北東エリア、12月25日で残念ながら1カ月前倒しぐらいで、中止ということに、お金も4,000万円近く国からもらいながら事業を、実証実験やったんですが、いかんせんなかなか継続できなかった。

また、2月から31年3月までということで、県が主体になって稲敷地域公共交通ということで、路線も3路線ほど出されましたけども、これについても多分、現状で路線を持っているところは走れないという部分なので、なかなか難しい部分がある。

圏央道を使ったときには、国の金が全部100%入っていましたが、今度は、稲敷地域公共交通については、それぞれ龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、美浦村、稲敷市と各自自治体70万円ずつ、県も出しますけども、それぞれの自治体も出さないということで、事業化がなされます。多分これについても、現路線をもっているところは採算ベースにあっているから、運行が継続していると思うんですが、ここで、この路線でどれだけ運行が採算性が合う路線があるのかっていうのは、実証実験をやったりやってみないとわかんない部分があります。先ほどの答弁の中に、1便12人乗らないと採算が合わないというのに、0.73人しか結果は乗車率がなかったということでございます。そういう中で、地域交流館ができるので、コミュニティバスでそれぞれの商業地域も回ったりという、議員のあれなんですけども、村がいろんところで、地方創生の中で、そういう、コミュニティバスの助成を探しながら、もし助成いただけるものなら、実証も兼ねてやっていきたいと思っておりますけども、今、美浦の中では、ドア・ツー・ドアのデマンド交通がもう実施をして、何年も経過をたどってございます。そういう中で、なぜ、今、それほどふえてないのかなというのちょっと私も不思議なんですけども、今登録されている方は、644人ということで、男性が181人、女性が463人という登録者数でございます。

ただし、今、高齢者の車の事故も大分ふえておりますので、この前私がちょうど生活環境課のところにおりましたら、もう77歳になったんで家族と相談したら返納しなさいと、免許を返納しなさいということで村に相談にきました。今、村では、デマンドに乗り換えていただくために9,000円分、30回分の回数券の部分を進呈をするということで、対応してもらえるんですかというような話は、たまたま知っている人が返納しに来ましたんで聞いたら、ぜひ、免許を返上したら、1、2便だけは、前日予約ですけども、あとの便はその日の予約でも利用できますのでという話の中で、ぜひ活用していきたいという話をいただきました。

先ほども、コミュニティバスについてはそういう制度が設けられれば、地域の活性化の

ために利用したいと思うんですが、いかんせん、今、先ほどもデマンドやっているので、もう少し、この、利用者を増やしてみてもどうかというふうに考えてございます。

男と女性の方という部分で、それぞれの年齢で見ますとですね、75歳未満だと変わらないんです。それが5歳ぐらいずつ変わってくると、男の減り方が半端じゃないですね。女性の方がたくさんいる。免許を持っている方は男性のほうが、割合が高いと思うんですよ。後期高齢者、75歳になっても免許を持って運転してる男性の方多いんですが、多分女性の方は3割ぐらいなのかなというふうに見ます。そういう意味で、女性の方の利用がデマンドの中では登録者が多いのかなというふうに思っております。そういう意味で、これをうまく利用してもらおうということを考えて、できたら村が負担をしなくても、後期高齢者の方、75歳以上ですね、免許を持ってない方については、返納された方は先ほど9,000円分、30回分というお話ししましたが、私も利用したいという方には、24回分無償であげても7,200円分なんですけど、それはあげても、村がデマンド、今、運営しているところにお金がふえるという意味じゃなくて、今、約1,440万円、年間、お支払いをして、運行状況がまだまだ空きがあるということであれば、それを利用していただけるような部分も考えてもらって、村の負担がないという部分であれば、それで利用者が多くなって、今の2台で足りないというときには、増やすかどうかというのは、これは検討の課題かなというふうに思います。今、ワンボックスとセダンと多分2台で運営をしているのかなと思いますけども、両方ワンボックスにさせていただいても、予約があれば変えて行ってももいいのかなというふうに思います。

ぜひ村内から他市町村まで行けるデマンドは阿見医大だけなんですけども、取り組みを出来ているのは、各自治体の中というところから、阿見まで行っているのは美浦村だけのデマンドの利用でございますので、その辺、少し、高齢者がもう少し、地域交流館ができたときに多世代の交流も考えておりますから、それを利用して地域交流館のほうに来ていただくということも視野に入れるのには、そのぐらいの高齢者の優遇な部分を応援できればなというふうに考えております。まだ、実施するというのではなくて、考えている途中でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、多世代交流館への応援という形でも、今、考えていただいているという答弁いただきました。今の村長の答弁も、本当、有効であると思います。

先日ですね、総務常任委員会視察で神奈川県寒川町でコミュニティバス「もくせい号」の実態を伺ってきたことをちょっと小耳にはさみました。ワゴン満員で乗れない人にも、その後、返すのではなく、タクシーを即まわして目的地まで行ける対策をしているということで、心ある対策をしておりました。ぜひ、本村においても、こういう取り組みを参考にして、快適生活ができる自治体として活性化していくことを期待し、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

2時15分再開といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に竹部澄雄君の一問一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） こんにちは。議員番号2番 竹部澄雄です。通告に従い、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、全国の市町村の財政運営は、少子高齢化が進行する中で、人口が減少する地域では、後継者不足の問題、交通のアクセスが便利な市町村が商業用地の開発などを行い、いろいろな減税措置の優遇で、他の市町村、地域などで自治体の税収が減少し、財務の支出面でも行政サービスの固定費用にかかる、住民1人当たりの負担は大きくなることで、市町村は厳しくなる財政運営が強いられています。市町村の財政運営は、自主財源中心となる市町村税は、普通税では市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、目的税では、入湯料、事業所税、都市計画税などがあります。金額の割合は、市町村民税と固定資産税が市町村税の9割を占めていると、総務省国勢調査で発表されています。

私たちが住む美浦村は、現在人口1万5,842人、世帯数5,958世帯、納税義務者数が7,345名、第1次産業数453、これは、農林と水産、第2次産業事業数、製造建築は144、第3次事業所数、サービス業は549、商業事業所89、課税対象所得は229億3,700万円となり、納税対象者7,345人となります。市町村財政歳入は63億4,400万円、市町村財政歳出は62億3,000万円、地方税26億4,800万円となり、住民所得人口1人当たり369万円になると、美浦村公式ホームページ「美浦村のすがた2,016」で公開しています。村民税、地方税、固定資産税は、美浦村では、大手企業が進出されている現状と、村民の税に関する納税義務の認識で、美浦村の財政運営は他の市町村が抱える税収の格差の分類では、かなりよい自治体であるということがわかります。ここまで、税金の納税意識を村民に浸透させた美浦村役場職員各位の努力は敬意を表したいと思います。

また、納税方法もコンビニ、銀行、郵便局などで行なえる方法を導入し、利用者数も年々ふえ、税別の不用率も増えていると過去の一般質問で回答されています。平成24年、25年度の一般質問で、山崎議員がクレジットカードによる納税方法を質問しておりますが、平成24年度、25年度の2度の回答とも、村長は納税者の皆さんに対する便利性向上、本村における行政サービスの一つとして実施したほうがよいのか、その望ましい方向について、収納率が高い部分もあるが、契約をすれば最初の契約費用も掛かるし、その未納税金の

2%、1%の部分ぐらいの費用が、100%になるということは1番望ましいが、収納率が、美浦村の納税率がよい分、この公金クレジットカードの収納をやっても、どのぐらいの効果があらわれるのかという部分は、費用対効果として投資した費用が無駄になってしまうこともあり得るので、その辺は十分検討したいし、平成24年度収納率の向上は44市町村中美浦村が上位7位、8位の水準であるとも回答しています。また村長は、収納課の職員、課長も含め、公金の収納に関して、精いっぱい努力してやっただいている。この状態を実施していければ、年2回、滞納整理を積極的にしているので、クレジットカード支払い方法を導入しても、納税方法のPRだけにこだわってしまうのはどうか。美浦村でも、納税者の若年化によるクレジットカードの納税方法は、今後検討していかなければならないと思っていますと回答されています。

その後、村からの回答はされているのでしょうか。私は過去に質問された回答書を読み、村がクレジットカード導入に際して、ランニングコスト、イニシャルコストの費用がかさむことが、よほど気になっているような回答と感じました。これらにかかる費用は、役場が滞納している納税者への事務手続の費用の削減にもつながると、以前質問された山崎議員は答弁されています。全くそのとおりだと思います。納税者から、村にはきちんと全額納税されるのですから、村にとっては財政はプラスになります。何をするにも支出があって収入がある、これは当たり前のことです。利用者の便利性、行政サービスの一環としての考えが足りないと思います。

今の人たちは現金を持ち合わせず、カードで買い物の支払いをします。クレジットカードによる支払いは、利用者に金銭的な苦勞をさせず、自分流の支払い方法を選ぶことができ、使用して支払いをきちんとすれば、金融での信用つきますし、その上にポイントがつく利点があります。支払うことでポイント還元が期待でき、幾らかでも支払いにかかる費用を取り戻す。この様な考えを今の納税者は考えています。

そこで、質問させていただきます。過去の一般質問で、山崎議員が過去2回、クレジットカードによる公金の支払いについて質問されているが、その都度、執行部と村長の答弁は、今後導入に関して検討の余地があるとの回答をされ、2年が経過し、その2年後にまた山崎議員は質問して、そのときも、検討するという回答をされています。その2年間、4年間、茨城県内の自治体では、14の自治体がクレジットカードによる納税のシステムを導入されています。回答されたクレジットカードによる公金支払いの検討の結果を、村長と担当部長にお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 竹部議員ご質問のクレジットカードによる公金の支払いについて、ご説明申し上げます。

本年8月に、収納課において土浦税務署管内14市町の調査を行ったところ、6市においてクレジットカードによる公金の支払い、これが導入済みとなっております。対象税目

は、軽自動車税のみや、4税2料までの対象としている市などばらつきがありました。

本村における滞納繰越分の整理状況は、ここ数年大きく改善されてきており、今後の課題として、現年度分の収納率をいかに向上させるかという段階に来ております。そうした中で、山崎議員そして、今回、竹部議員からクレジットカードによる収納をできるようにしてはどうでしょうかという提言をいただきました。

山崎議員に質問をいただいてから、執行部内でも検討を進めまして、結論を申し上げますと、来年の4月からクレジット収納を行うということで、現在準備を進めております。これは、当然、村だけで出来ません。現在システムの事業者でありますとか、茨城計算センターですね、これとの打ち合わせも現在進めておりまして、若干の費用がかかります。その費用の予算計上のみで対応ができるということも、茨城計算センターより確認をとれております。

繰り返しになりますけれども、そうした経緯を含めて平成29年度の4月から、美浦村でもクレジットカードによる公金の支払いができるという状況にもっていきたいということで考えております。

それで、納税者が支払っていただく費用なんですけれども、多くの市町村で採用されているのと同様に、村が50円を負担しまして、残りを納税者が負担をするという形、今、コンビニの収納でやっている形と同様な費用形態でクレジット収納の方も進めていきたいということで考えております。

なお、対象の税目なんですけれども、村県民税、固定資産税、軽自動車税の3税と、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所利用者の負担金、それから、幼稚園利用者の負担金、これを随時払いとして収納。随時払というのは納期ごとに収納をいただくというやり方。

それから、あわせて上下水道課の料金についてもクレジット収納ができるようにしたいということで進めております。これは継続払いということで、1回契約していただくと毎月引き落とすというような形にクレジット収納でももっていくということで現在進めている状況です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 前進的な回答ありがとうございます。そのような考えを4年かけて導入するにいったというのには、やっぱり他市町村に後れを取らないという考えがあるからじゃないかと感じますけれども、常に他の市町村よりも1歩も2歩も先を見据えて頑張っている美浦村役場の村長及び職員の方々が検討会で討議し、クレジットカード導入に4年も費やしたのですから、便利性を大事に考えて、来年度の4月よりの導入に期待いたします。

また、この公金の支払いの名目も、他の市町村、自治体よりも多いので、とてもよいことだと思います。現在の、また収納課の課長もいろいろクレジットカード納税の方法に、

詳しく勉強されているということなので、期待していますので、よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。村長は平成25年度課税分に関して、収納率が98%から99%に上がっているとの回答をされていますが、残り1%、2%の未収の金額の内訳と、26年度、27年度も同様に98%、99%の収納率を維持しているのかお聞きしたい。

村長、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 収納率の状況についてということでのご質問かと思えます。

まずは平成24年度から平成27年度までの収入歩合を整理した表をごらんいただきたいと思えます。これが平成24年度から27年度までの収入の割合を整理したものでございます。決算書よりまとめたものでございます。

議員からお尋ねのあった収納率が維持できているのかという点につきましては、村税3税の合計で見ますと年々向上しております。また、税目等により若干のばらつきがありますが、滞納繰越分の伸び率は鈍ってきており、クレジットカード収納の説明も先ほど申し上げましたが、今後は、現年度分の収納率をいかに向上させていくのかということが美浦村の課題となって来るということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。収納歩合を整理した表を見ると、村税3税の合計で見ると年々向上していくのがよくわかりました。

滞納繰越金の伸び率が劣ってきているので、今後、納税方法にクレジットカードが導入されるということなので、自分流の支払い方法で滞納繰越金が減少することを期待します。

また、村長の意見も聞きたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、竹部議員のですね村税についてということで、今の部長のほうからも、答弁をいたしましたけども、収納課、長年積み上げてきた経過で、現状のような、過年度分がだんだん少なくなっているということの中で、いろんな、年に滞納整理をやっておりますけども、現年度分を重視してずっと取り組んできているところでもございます。現年度分の収納率が上がれば、当然、過年度分が少なくなるということでもございますので、長年積み上げていた過年度分を、大きな金額の部分からずっとやってきておまして、ほぼ、今は順調に大きな過年度分の部分がなくなっているということでもございます。

そういう中で、県のほうの債権機構のほうに職員を派遣した、そういう中で、職員のスキルがかなり上がってきているということで、他市町村の収納職員よりも、美浦村の収納職員の意識も高いということにつながっているんだと思えます。

そういう意味で、いろんな職員の配置の部分でも、収納課のほうからは、来年1名減で

も何とか今の体制が維持していけるだろうというような、課のほうからの報告もいただいております。それはいかにうまく機能をしているか、物語っているのではないのかなというふうに思います。

収納課の今まで取り組んできた成果、そして、今、取り組んでおられる職員にはそれぞれの努力してきていることがこういう結果で、数字になってあらわれているということでございますので、他市町村との違いが鮮明にできてきているんだらうというふうに思っております。これを落とさないような体制をこれからも維持してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長ありがとうございました。美浦村の財政を担っている収納課です。今後ともよろしく願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。平成29年4月にオープンする物産館で販売するものは、地産地消の観点から、美浦村だけの農産物だけを販売するのかということをよく質問しています。その他、県外の物産品を販売し、村民や村外の人たちが物産館に来るのが楽しくなるような構想があるのか、担当部長にお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまご質問の、竹部議員のですね、村内また村外からも来る方々が楽しくなるような、そのような構想があるのかといったご質問でございます。直売所運営につきましては、現在、J A茨城かすみに指定管理をお願いする方向で進めているところでございます。J A茨城かすみでは、出荷者説明会等を行い、出荷者を現在募集しているところでございます。

村内の出荷者だけでは、直売所のブースが埋まることは非常に難しい状況でありますので、交流館直売所ではJ A茨城かすみ管内、J A稲敷管内の市町村だけにとどめず、県内の特産物販売や美浦村と交流のある茨城町、大洗町、福島県 大玉村、新潟県横越地区等の物産品等におきましても、販売をしていきたいと考えております。

そのほか、J R Aグッズや村内企業とも交流がある市町村の物産品につきましても、同様に販売につなげていければと考えております。

また、毎月イベントを開催し、先ほど申し上げた団体等の特産品の交流をさらに加速させることにより、販売類の増加と地域交流館の活性化に向けて進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） とても前進的な物産館での販売方法、イベント販売を審査中だということが強く感じられました。美浦村の物産館、地方創生の原点、出発点として活用してもらえるように、地方都市に呼びかける必要が大いにあると感じます。現時点美浦村と

交流がある、農産物の販売は大いに歓迎したいと思います。

また、美浦村はですね、この前も講演していただいた内田さんが、馬というものでつながりを持ったかどうかというようなことをお話しされていました。美浦村はJRAの競馬を施行するのに最も重要な調教施設があります。美浦トレーニング・センターで調教された馬たちは、各競馬場に移動し競馬をします。北は北海道札幌、函館、東北では新潟、福島競馬場、関東は中山、東京、関西は中京、阪神、京都、九州は小倉競馬場、競馬はしていませんが、横浜の根岸競馬場、宇都宮育成場、日高育成場、宮崎育成場、また、震災で被害を被った水沢競馬場や盛岡競馬場、これらも地方交流レースなどでJRAとのかかわりがあります。また、各地方競馬場も、交流レースが盛んに行われていますので、そこで馬に携わっている、馬にお世話になっているという観点から、その商工会などに連絡をとりながら、地方創生のアンテナショップとして、美浦ふれ愛プラザ物産館を活用してもらえそうな、相談事もしてもいいんじゃないかと思えます。

馬でつながりを持ち、全国の馬にかかわる自治体と交流を持つ方法はとてもよいと思うのですが、また、日本各地の馬に関係する自治体の物産品を販売することもおもしろい企画だと思います。販売には責任がつきますが、各自治体の物産品を販売し、美浦の物産品も販売してもらおう。お互いにふるさと納税の宣伝も兼ねてPRするサイトとしては、効果があると思います。美浦村村内や村外の方々が、美浦ふれ愛へプラザに来れば、毎回、いろんなイベントとして、全国の物産展が開催され、おいしいものが購入できることが浸透すれば、必ず成功すると思えます。

何事も先進に行く美浦村として、他の自治体がしていないことをする、他の自治体が行っていることをまねだけしても成功はしません。今後の物産品の選択方法とかに期待しますので、よろしく願います。

では、次の質問をさせていただきます。物産館の清掃委託は、中央公民館同様、屋内だけを委託するのか。屋外の階段やバルコニーは、掃除の委託はせず、職員が清掃作業するのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 竹部委員もご存じのですね、他県の自治体等がございましたらぜひご紹介のほどよろしくお願い申し上げます。

先ほどの竹部議員のご質問で、担当職員の清掃作業といったご質問でございます。

交流館の年に3、4回の床等のワックスがけにつきましては業者委託を、毎日のトイレ清掃及び床のふき掃除等につきましてはですね、シルバー人材センターへの委託を考えております。現在、役場庁内におきましては、毎週水曜日に、各課内のはき掃除をしております。汚れが目立つ場合は、その都度、はき掃除等を実施をしております。交流館につきましても同様に、各機能ごとの担当職員で清掃を行ってまいりたいと考えてございます。

また、共用部分につきましては、株式会社カスミ美浦店ともですね、共同でその都度、

清掃を実施をしていきたいといったところで考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。清掃作業は汚れたところを掃除するということで、以前も、公民館のことなんですけども、清掃のことはどうなのかって言ったら、忙しくてできないということがあるというかそういう意見を聞いておりますので、自分たちの職場が汚い、庭先が汚いとなれば、掃除する必要は絶対にあると思いますし、また、隣がカスミストアですので、衛生面に関しては周知徹底して社員に、会社としては掃除をさせると思います。そのカスミに迷惑をかけないように、協力して清掃するようにしていただきたいと思います。

私ごとなんですけども、来月公民館で成人式が行なわれます。階段の部分と踊り場、ポーチの部分が汚かったので、総務課のほうに相談しに行って、高圧洗浄器を貸してもらえないかと頼み、高圧洗浄機を借りて掃除しました。

とてもきれいになりまして、村民の方も「わあきれい」って言ってくれたのがとても気持ち良かったです。やっぱりきれいなところに村民の方が来ていただけるということは、とてもいいことだと思いますので、これからは周知徹底して公共施設をきれいにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番岡沢です。通告書に沿って質問します。

1点目の質問は、非常勤職員の育児休業についてです。育児休業制度の運用については、一般の会社、国家公務員そして地方公務員とでは違いがあるようです。地方公務員の育児休業制度の法令根拠は、地方公務員の育児休業等に関する法律です。法律の第1条には法の目的として、「この法律は、育児休業に関する法律を設けて、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とする」と書かれています。

本村において、非常勤職員の育児休業制度がどのように運用されているのでしょうか。

取得要件について、取得できる職員の範囲、雇用期間等に関する条件、休業期間等についてお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。本村の一般職非常勤職員の職種としましては、一般事務の補助をする事務補助職員、保育士教諭、生活介助員、図書館司書等の技術補助職員、それから送迎バス添乗員等の労務補助職員がおります。

平成23年に改正された地方公務員育児休業法により、一般職非常勤職員の方については、次の一定の要件を満たす場合には、条例に定めるところにより、育児休業の取得が可能となっております。

ちなみにこの条例なんですけれども、全国の制定状況を見ますと、全国で1,722団体中まだ735団体しか条例制定しておりません。42.7%ということになっておりますが、本村ではこの条例を制定済みとなっております。

それで、議員ご質問の一般職非常勤職員で育児休暇を取得できる要件でございますが、これが条例で定めております。次の三つのいずれにも該当する職員、ということになっております。一つ目が、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である者。二つ目として、その養育する子が、1歳に達する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる者。三つ目として、当該子の1歳到達日から1年を経過するまでの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者ということ、三つの規定いずれにも該当する者が育児休業を取れますということで条例に定めております。

次に育児休業の取得期間でございますが、養育する子の養育の実情に応じて、1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で条例で定める日、これが育児休業取れますよということで定めております。原則、子供の出生の日から1歳誕生日の前日までの期間が原則になります。特例として、保育所の入所を希望しているが入所できないこととか、あるいは、特に必要と認められる場合1歳6カ月に達するまでと期間が延長されるということになっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、育児休業の取得を保障するために、適切な人員配置がなされているかお聞きします。

1年、あるいは1年6カ月の期間、育児休業を取得すれば、他の職員に迷惑がかかるといった遠慮から、取得しづらいといった職場環境になっていないか。あるいは、誰もが休業を申請しやすいように、各年度ごとに計画性をもって職員の補充がなされているかお尋ねします。

さらに、たとえの話ですが、同時期に複数の職員が育児休業を取得しても、行政実務が円滑に進められる人員体制がとられているかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 育児休業の取得を保障するための適切な人員配置がなされているか、あるいは職場環境としてそういうことが言い出せないような環境にはないかというご質問でございますけれども、職員の配置につきましては、職員の定員管理の中で、厳しい財政事情の中、最少の人員で最大の効果、サービスを提供できるよう努めているところでございます。

これまで一般職非常勤職員で育児休業を取得した職員はおりませんが、仮に一般職非常勤職員の中からそうした申し出が出た場合、先ほど申し上げましたように、法律それから条例で規定されていることでもあり、管理職及び人事担当部局は本人の意向に沿うよう対応していくことは当然のことであると考えます。ちなみに、育児休業ではありませんが、平成24年度に、図書司書の方が産前8週、産後8週の特別休暇を取得しております。

それから、正職員のほとんどの方が、育児休業をとっているという現状から申し上げますと、職場環境として育児休業が取りにくい、あるいは言い出しにくいという職場環境にはないと考えております。

また、一般職非常勤職員及び臨時職員については、年度途中の補充が必要となっても影響が出ないように、事前の登録制をとっておりまして、育児休業その他休む事情ができてしまった場合には、そうした事前の登録の中から代わりの方がその部署に当たっていただくというようなことで、なるべく影響が出ないようにということで対応をしているところでございます。

いずれにしましてもですね、最初に岡沢議員が法律の目的をおっしゃったようにですね、その目的が実現できるようにですね、人事担当部局としては、正職員そして一般職非常勤職員の区別なく対応してまいりたいということで考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、非常勤職員の育児休業取得についての質問を終わります。

2点目の質問に移ります。村の花は「やまゆり」、村の木は「やまざくら」です。

このたび行った村のマスコットキャラクター、ロゴマークのデザイン募集作品の中に、やまゆりをデザインしたものが多くありました。また、デマンドタクシーやまゆりや、グループホームやまゆり、美浦やまゆり教室、油彩やまゆりなど、名称にやまゆりが多く使われ、村民の間にも村の花がやまゆりとして、概念上は定着しています。

しかし、現実にはやまゆりを見かけることがありません。私は、バラの季節とやまゆりが咲いている季節には、毎年、茨城県フラワーパークに足を運びます。やまゆりの独特な甘い匂いが大好きです。資料の写真はフラワーパークで撮ったものです。おとし、やまゆりの甘い匂いにうっとりとしていたとき、この甘いやまゆりの匂いを美浦村でも嗅ぐことができればどんなにすばらしいだろうと思ったのです。村に、やまゆりが咲いてないのはおかしい。村内のどこかに、やまゆりの群生をつくるべきだと考えたのです。

やまゆりの育て方はいろいろあるようです、種から育てる、ゆりの鱗片から育てる、あるいは、ある程度大きくなった苗を買ってきて植えるといった方法です。ただし、種や鱗片から育てると発芽してから花が咲くまで最低5年かかるようです。また、やまゆりは花の数だけ種が着き、その種が風に飛ばされ、離れた場所でも自然に花が咲いたりします。

またやまゆりは食用として人気があり、薬用として効能もあることから、せっかく植えても掘られてしまったりもするようです。

いろいろ述べましたが、村内にやまゆりの群生地をつくっていただきたい。フラワーパークほどの規模とは言いません。答弁をお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。本村の村花であるやまゆりは、昭和60年4月1日に美浦村誕生30周年の記念事業の一つとして、村の花として正式に選定されました。当時の市川村長が村長室随想として、村の広報紙に次のような文を寄せております。「村の花に選ばれたやまゆりは、以前は季節になると、森陰や林に床しく気高くいっぱい咲いていたという。「ゆりの美しさ」か「美しいゆり」か、誰か出会った折には花にたずねながら、よろしく伝えてほしい。リリーベルラック、美しい湖のゆり＝美浦のゆりの意味である。」と、こういう文章を村長が寄せております。これからもわかるように、村花として制定された昭和60年当時も、既にその昔と比べるとやまゆり数っているのは大分少なくなってきたということがわかります。その後ますます山林の管理が行き届かなくなったこと、ユリ根として食べられてしまったりと、現在では岡沢議員ご指摘のように、山林に自生しているやまゆりはほとんど見られない状況となっております。

さて、ご質問のやまゆりの群生地をつくり、村民にやまゆりを身近に親しんでもらいたいとのことでございますが、確かに、村花として選定してあるやまゆりが、村民の身近な花として感じられないということは、そして、なかなか見ることができないということは大変寂しいことであると考えます。これを改善するには、計画的に、段階的にある程度長い時間をかけて進めていかなければならないものと考えます。

ちなみに、やまゆりの球根の値段を調べてみますと、球根一つ当たり1,000円ぐらいするようでございます。村の厳しい財政状況の中、施策の優先順位もございませぬ。また、群生地をつくるとなると、その管理を行っていくボランティア等マンパワーの組織化も必要になってまいります。

現在、国においては地方創生ということで、地方自治の活性化計画案に対して交付金が交付されます。美浦村としても、地域活性化のため交流人口の増加を図るべく、観光振興施策に力を入れていこうとしております。その観光振興施策の一つとして、やまゆりの群生地をつくり、地域の活性化につながるというストーリーも考えられると思います。

直ちに大きな予算をかけて、群生地をつくるということは、現在の村の財政状況を考えると難しいと言わざるを得ません。しかしながら、さきに述べたように交付金等国からの財源を見つける、あるいは、維持管理を進めるボランティアの団体の育成を呼びかけるといった努力をしていくということは必要であると考えます。

岡沢議員にあってもぜひボランティア団体等の立ち上げ等にご協力をいただきますことをお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの答弁では、財政上の問題を述べられていました。

フラワーパークでは、やまゆりの苗を1,000円程度で販売しています。100本買えば10万円、100本植えれば、先ほども述べましたように、数年後にはさらにふえます。さらに、苗を植えるのではなく、ゆりの鱗片から育てる方法ならば、一つの球根に幾つもの鱗片がついているのですから、費用は格段に安くなると思います。苗に育つまで時間がかかり、かつ、失敗しないことが条件です。

以前、村の文化講座で園芸教室に通いました。その中で、ゆりの鱗片栽培を教わりました。残念ながら、私は失敗してしまったのですが、教室の先生は、かつてフラワーパークで栽培技術者として働いていた方でした。先生のような、豊富な栽培技術と経験を持った方に、苗になるまで育てていただくという方法もあると思います。

財政上困難であるといった判断のように聞こえたのですが、では、やまゆりの群生地をつくるのに、どれだけの費用がかかるかと想定されているのかお聞かせください。

なお、維持管理については、ボランティアで進めるとの考えを持ちのようなもので、最初にかかる費用、苗、あるいは球根、あるいは種の費用、群生地の造成、そして、年々の肥料代なども含め聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） やまゆりの群生地をつくるのにどれぐらいの費用かかるのかと、どういう想定をしているんだということでございますけれども、どれぐらいの規模のものを群生地として見るかということによって、費用というのは大きく変わってくると思います。

この質問を岡沢議員から、自分、最初にいただいたときは、どういうイメージを持ったかといいますと、夏場のスキー場でゲレンデにゆりを植えて、そこを観光地にしているようなところがございます。かなり大規模な面積でゆりを栽培して、スキー場に夏場の客を呼び込むと、いうようなことをしているところを知っておりましたので、群生地ということをおっしゃったときに、自分はそういうものを想像しました。少なくとも数千単位から、数万単位の球根が必要になるなということを考えました。

議員がご質問の中で、「フラワーパーク程度の規模とは言いません」ということで規模のことをおっしゃっております。フラワーパークのほう、どれぐらいのやまゆりが咲いているかということをおっしゃると、ちょっとネットで調べてみますと、1万2,000株ほどのやまゆりが咲いているようでございます。仮にこの半分の6,000株としましても、球根の費用だけで600万円の費用がかかるということになります。

岡沢議員のおっしゃるように、球根の費用だけでなく、造成費用であるとか肥料代ということをお考えすると、少なくとも600万円からさらに700万円ぐらいの、仮に一気に群生地をつくるとなるとそれぐらいの費用がかかるのかなということをお考えました。

ただし議員ご指摘のとおりですね、栽培方法等を工夫して、長い時間をかけて徐々にふやしていくという方法をとれば、これは経費は大幅に下がってくると思います。ちょっと

そこでの想定はしておりません。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） これまでの答弁をお聞きしますと、やまゆりをなかなか見られないのは寂しい。それを改善するには、計画的に段階的にある程度長い期間が必要だ。観光振興施策の一つとして、やまゆりの群生地をつくり、地域の活性化につなげるといったストーリーも考えられる。直ちに、大きな予算をかけて群生地をつくるのは、村の財政状況を考えると難しい。交付金等国からの財源を見つける、あるいは、維持管理を進めるボランティア団体の育成を呼びかけることが必要。最後には、私にボランティア団体の立ち上げに協力してほしい。要点を整理すれば、そういった答弁でした。

ボランティア団体の立ち上げに協力を求められるのであれば、やまゆりの群生地実現のためには、協力したい考えです。しかし、執行部のほうで積極的に進める姿勢がないのであれば、ボランティアに参加する人も集まりません。部長もおっしゃったように、長い時間をかけて、段階的に進めることは、私も当然だと思います。一気にやまゆりの花が咲き誇ることを期待していません。5年後、10年後に実現するのであれば、それでいいと思います。長い時間をかけて、財源を捻出して、多くの住民も参加して、村全体でやまゆりの群生地を実現するという、夢とロマンのある方向に向けて、村全体で動いていこうとの答弁をお聞きできないでしょうか、最後に、今一度お答えください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 最初の答弁です、私の言葉足らずかもしれませんが、私の申し上げたいことが岡沢議員のほうにうまく伝わっていないようなので、再度答弁をさせていただきます。

最初の答弁で、「これを改善するには、計画的に段階的にある程度長い時間をかけて、進めていかなければならないと考えます。直ちに、大きな予算をかけて群生地をつくるということは、現在の村の財政状況を考えると、難しいと言わざるを得ません。しかしながら、さきに述べたように、交付金等国からの財源を見つける、あるいは維持管理を進めるボランティア団体の育成を呼びかけるといった努力は必要であると考えます。と答弁をさせていただきました。

私もですね、財源であるとか、村の財政状況を理由にして何もやらない、あるいは初めの一步も踏み出さないということは考えておりません。岡沢議員がおっしゃるように、一気にやまゆりの花が咲き誇ることを期待していません。5年後、10年後に実現するのであれば、それでいいと思います。「長い時間をかけて財源を捻出して、多くの住民も参加して、村の花やまゆりの群生地を実現するという、夢とロマンのある方向に向けて、村全体で動いていきましょう。」そういう気持ちはですね、私も岡沢議員と全く同じでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 岡沢議員のですね、やまゆりについてなんですけども、以前はちょっと山の中に咲いているような時期もあったんですが、市川村長のときにちょうど村花として認めたという部分があるんですが、実はもう、今、20年になりますけれども、美浦村でもライオンズクラブという、ボランティア団体が立ち上がりました。そのときに、村の花がやまゆりということで、毎年、当時、400円、500円だったと思うんですけども、年間10万円ぐらい投資をして、増やしていこうということで、光と風の丘公園、それから、陸平貝塚、あとは美浦村大塚の黒坂の命ですか、あそこの塚があるんですけども、あの周りにも植えました。でも、陸平貝塚もそうですけど、ここの光と風の丘公園に植えたときも、当初は出てくるんですけども、ちょうど伸びてきて、花咲く頃になると、雑草も伸びているんですよ。でも、群生しているところは、そういう雑草の草刈りもしないところでは、やまゆりが毎年咲くんですけども、公園だと草刈りやってしまうですね、伸びてきて花が咲くころになって草を刈られてしまうと、やっぱり、それは継続して、次の年にも育たないという部分があります。

茨城県の中で、あと、行方市が同じやまゆりを使っております。そういう意味でキャラクターも、やまゆりをつくったような、やまゆりと一緒になったようなキャラクターが出ておりますけども、あそこも山の中に結構咲いています。でも、公園とかそういう場所じゃないんで、山刈りしないんですね。ですから、また、次の年も咲くということになるかと思えます。やはり育てるとすれば、公園の管理の範囲の中じゃなくて、通常の山林の中に植えて管理をしないでおくというのが、やまゆりが自生していくもとなるのかなというふうに思います。

大体、今、部長が言ったのは、1,000円ぐらいと言ったのは、鱗片を畑に植えて球根にしてというのと、大体3年から4年かかるそうなんです、球根になっていくのが。それで売るから一つの球根が高い、当時は400円、500円だったのが今は1,000円ぐらいもしますよということで、それ以上に悪質なものは、掘って食べてしまうという人がいるという部分が一番悲しいかなというふうに私は思います。

そういう意味で岡沢議員が言ったような、美浦村にやまゆりの群生地をつくろうということはいいことなんで、ただ、公園の中の管理されている中だとすると、ちょっと群生地には難しいかなというふうに思います。

ライオンズクラブも10年ちょっと、お金を投資して、毎年10万円ぐらいずつ投資しながらやってきたんですが、結果的には存続がなかなか難しいということで、今はやってないんですが、当然、そういう意味で、ライオンズクラブの年間の記念誌は、名前が「やまゆり」という名前で発刊をしているわけなんです、ぜひせつかく岡沢議員が提案していただいたんで、公園ではなく民間の山でも協力してくれる、草刈りをしないような、そして半日陰だと、雑草も育たないんですね。そういう中だと、やまゆりが頭を突き出して花が

咲いてよく見えるっていう部分になるかと思うんで、それは、公園じゃなくて違う意味で、検討しながらふやしていければいいのかなというふうに思います。

改めてまた、議員の中にも、ライオンズクラブに在籍している方がいるんで、新たにそういう意見を出して、予算を出していただくというのも、そのボランティアの一つの意義あるかなというふうに思いますので、改めてまた要請はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますので、暫時休憩といたします。

3時30分、午後3時30分再開といたします。

午後3時14分休憩

午後3時30分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番、飯田です。通告書に従い質問をさせていただきます。少々お待ちください。始めに村民体育祭について質問します。資料、写真お願いします。

これは過去の村民体育祭、華々しく皆さんが一生懸命やったときの写真でございます。村民体育祭、27年、28年、ことしと去年と、雨天中止になりましたけども、過去に同僚議員の方が質問しましたけども、村民体育祭の今後の方針などをお伺いしたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 飯田洋司議員のご質問にお答えいたします。村民体育祭についてお尋ねをいただきました。村民体育祭は、昭和31年11月3日に美浦中学校を会場といたしまして、第1回大会を開催し、平成6年度からは会場を光と風の丘公園に移して開催しているものであり、これまでの間、天候による中止などはございましたが、60年間にわたり開催し、ことしで51回目を迎えました伝統ある重要な催しでございます。

参考までに、稲敷郡内の自治体の状況を申し上げますと、阿見町は、町内にあります阿見中学校、竹来中学校、朝日中学校、3つの中学校の学区ごとに、中学校のグラウンドを会場にして町民運動会を開催しております。同じく、稲敷郡内の河内町におきましては、総合グラウンドを会場としていたしまして、町民運動会を開催しております。

村民体育祭につきましては、スポーツを通じて参加する方々の親睦と融和を深めますとともに、地域の絆をより強いものとし、そして、地域のスポーツの振興と体力づくりの気

運を醸成いたしまして、スポーツで明るい豊かなまちづくりを目指すために開催しているものでございます。

村といたしましては、地域のつながりや絆を維持していくためにも、地区対抗種目及び一般参加種目の内容を工夫しながら、村民の多くが参加できる方向で村民体育祭を引き続き開催してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 教育長もやはり若いころ村民体育祭に参加して大変活躍してるかなと思います。村民体育祭、歴史もありますけども、最近の人口減少を考慮すると、わが地区も、やはり、なかなか選手が集まらなくて、やはりフルに参戦するということがここ3、4年くらい前からできなくなりました。そういうこともありますので、わが地区だけじゃなくてほかの地区、行政区もやはり同じような問題を抱えていると聞いております。

こういった現状を考えますとですね、村民体育祭、多少、その変革する時代だなと思うんですが、今後の村民体育祭の方向性などあればお伺いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。少子高齢化によります地域の人口減少によりまして、地域のつながりが以前よりは希薄となってきている面もあると思われまます。このような状況の中、地区の住民の皆様には体育祭の参加を呼びかけることを契機に、地域のつながりや絆が維持されている面があると考えます。

村といたしましては、少子高齢化の現状を踏まえながら、できるだけ多くの地区並びに住民の皆様に参加していただけるよう、地区対抗種目の内容を幅広い年齢層の方々に参加しやすいよう工夫したり、地区対抗種目ではない一般参加種目をふやすなどの試みを実施しました結果、平成24年度から平成27年度までは、参加地区が減少の傾向にございましたが、今年度は、昨年度の16地区から18地区への増加に転じたところでございます。

議員ご指摘のように、引き続き時代の流れに応じまして、改革すべきところは改革し、地区並びに参加者をふやしていくことに留意しながら、村民体育祭を開催してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当にここ2年、中止が続きましたので、できれば、以前にも多少質問したと思うんですけども、村民体育祭、タイトルは同じでもいいんですけども、全くその改革に沿った、スポーツイベントを企画するという時間は多分あったと思うんですけども、今現在、お持ちになっている企画案がございましたらお伺いしたいなと思いますので、よろしく願います。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。村といたしましては、子供から高齢者まで参加できる住民参加のスポーツイベントといたしまして、平成24年度

から霞ヶ浦湖畔ウォーキングを開催しております。村内在住者及び在勤者を対象といたしまして、今年度は、木原地区で開催する予定であり、農林漁業者トレーニングセンターをスタート・ゴール地点といたしまして、約10キロのコースで開催し、原則として希望者全員を受け入れて実施する予定でございます。この催しは、将来的には霞ヶ浦沿岸の自治体と一体となって実施することができれば、地域の大きな賑わいの創出につながる大きな可能性を秘めたスポーツイベントであると考えております。

この霞ヶ浦湖畔ウォーキングを引き続き開催してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 今、答弁の霞ヶ浦湖畔ウォーキング大会ですか、これ、本年で5回目、4年前からやっております。新しい住民参加のイベントといってもなかなか予算もありますので難しいと思いますけども、今現在です、企画案みたいなもの、28年度もそろそろ終わりですけども、来年度、再来年度に向けて、そういう企画案ができることが、来年度あたり早々にでも企画案を出すことが可能かどうかお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。村といたしましては、住民参加の新しいスポーツイベントではなく、対抗種目及び一般参加種目の内容を工夫しながら、村民の多くが参加できる方向で、村民体育祭を引き続き開催してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 確かに51回目、伝統ある美浦村民体育祭を、ぜひ、いろいろな方策で活性化していただき、現在、霞ヶ浦湖畔ウォーキング大会も、今年度、12月の17日ですか、開催ですけども、第5回というかたちで、今後につながるようにですね、ぜひ、努力していただきたいなと思います。

私のほうもですね、29年、今、大山、財務省の土地払い下げ決まりましたけども、一応、公園という形で、取得しておりますので、変なことはできませんけれども、一応、前々から言ってますロックフェスティバルとドラゴン大会とか、花火大会、先ほど岡沢議員が言ったように、群生地あそこにつくってもいいのかなと、ちらっと考えたりもしたんですけども、イベントこれから、いろんな形で、どうだろうという形で質問をしてみたいです。

村民体育祭、霞ヶ浦湖畔ウォーキング大会、今後もより一層盛り上げて、参加人数、数10名ではなくて、せめて3桁になるような形で、告知していただき、参加人数をふやして盛り上げていただきたいなと思います。

次にですね、交流館の活用とサービスについて質問します。資料、写真をお願いします。

今現在、これ11月の写真だと思うんですけども、交流館の建設現場でございます。まだ交流館の方は建っていませんけども、隣のカスミのほうは概ね建ち上がってきたのかなと

思っております。29年春の開設予定の交流館の、現在計画している企画、予定、サービスなど、内容とタイムスケジュールなどを質問します。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 飯田議員のご質問にご答弁を申し上げます。交流館の直売所は、J A茨城かすみと指定管理を前提に現在進めている中で、出荷者説明会を行い、出荷者及び出荷者計画を取りまとめております。また、直売所のパート従業員の募集、必要備品の検討をしているところでございます。

地域交流館のオープンは、来年の3月26日を予定しているところですが、企画等につきましては、現在検討をしているところですが、早急に関係各課で協議し、決定をし、今後、全員協議会等でですね、ご報告をさせていただきたいと思っております。

オープン後でございますが、毎月、特産品等の販売イベントを開催し、直売所の活性化とともに、販売額向上に向けた取り組みを順次行っていきたいと考えてございます。

また、直売所で商品を購入された方にですね、ポイントを還元するサービス等も実施いたします。その他の地域交流館全体のサービスといたしましては、受付係を常時配置いたしまして、観光及び各種情報等の提供も行ってまいりたいと考えてございます。そして、サイクルサポートステーション及びサイクルスタンド等の設置も予定してございます。

以上、直売所の企画及び交流館全体のサービス等についてご答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 部長、わくわくする新事業計画、ありがとうございます。

その計画の中にですね、オープンして地域住民がすごいなと思うようなサービスの中にですね、銀行のATMの設置というものを考えられるかどうか、そこら辺のところもお伺いしたいなと思っておりますので、よろしくご答弁お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいま飯田議員ご質問のATMの設置といったところですが、ATMの設置につきましては、住民サービス、来場者の利便性を考えますと、提携外の銀行は手数料がかかってくるわけでございますので、設置をしていただければ、住民の利便性は大幅に向上するものと考えております。

現在、株式会社カスミ美浦店には、筑波銀行がATMを設置する予定となっているようでございます。カスミ美浦店ではその他のATMの設置は予定していないということでございますので、その他の銀行ATMにつきましては、交流館側へ設置を検討することとなるかと思われまます。また、常陽銀行からは、設置の要望が村あてに届いているところでありまして、設計会社、カスミ等とも早急に協議をしまして、設置に向けて進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 今、答弁されたATM設置ですけれども、常陽銀行さん、そして、

筑波銀行さんという形で設置予定ということでございますけども、これは3月26日の開設のときに間に合うのか、それともそれ以後なのか、ある程度のことかわかっていれば、教えていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） はい、ただいまのご質問でございますが、常陽銀行さんのATMがですね、3月26日の村のですね竣工に間に合わせてあそこに設置がされれば一番いいわけですけども、今後ですね、協議の中でその場所等の部分がございまして。それが実際、設置に、緑化率だとかそういう部分をクリアするといったところがございましてけども、それに適合していれば、すぐ設置ができるといったところで考えてございます。

それらについてはですね、今後、協議を進めていってなるべく早く設置の方向に向けられるように、協議をしていきたいと考えてございます。

イオンとですね、筑波銀行の方は提携が進んでいるといったところがございまして。ただその中で、常陽銀行さんまだそれが提携が進んでないといったところもございまして、そこらも加味してですね、協議を行っていききたいなと思ってございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。今、先に答弁されたもので事業計画の中ですね、いつまでに、どういった形で、JA茨城かすみさん、指定管理もそうなんですけども、開設に向けての事業スケジュールなど、出せば出していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、交流館の直売所は指定管理を先ほども申しましたように、JA茨城かすみと進めているところでございまして、タイムスケジュールをこの場でまだ話せる状況ではございませんが、平成29年3月26日の竣工式となります。早急に指定管理としてですね委託契約を結び、開所準備をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 指定管理者との契約につきまして、条例をもとにして契約を進めていくということですけども、とにかく、そちらを早いとこ先に進めていただかないと、開設準備委員会とかね、その後の運営委員会とか、もしくは開設準備室とかがという形で、企画してるかどうかはちょっとわかりませんが、JAとも今後、現在までも結構ですけども、どういった形で、状況、なっているのか、質問したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、議員各位の内諾をい

ただきまして、J A茨城かすみさんとですね、指定管理の契約を結び進めていく予定をしている中で、J A茨城かすみでは、店長候補が決定をいたしまして、牛久市にある「どきどきファーム」にて研修をしているといったような状況でございます。

また年内には、パート従業員を募集し、必要備品を取りそろえる予定のようございまして、その準備もしているといったところでございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本年9月から工事着工していますけども、準備期間もあって工事のほうもスムーズに進んでいるようでございます。予定どおりに天災でもなければ、多分、来春3月のオープンはほぼ間違いないのかなと思っております。村もですねJ A茨城かすみさんも初めての事業でありますので、大変でしょうが何とか開設までに、努力していただきたいなと思っております。

執行部のほうもですね、準備室もないような状況ですので、現在、各課担当の方が一生懸命やっているとっております。また、今の人員では、ほぼ無理かなと思っております。関係ない課も、ぜひ、職員皆さんで協力して、開設まで努力していただけたらいいなと思っております。

先ほど言った指定管理者の条例の内容、これから各議員、議会とのところでもありますけども、指定管理、内容、そういったものの審議、そして開設企画準備委員会とか、資金内容、そして29年度予算編成と、新年度準備、ことし、来年ですか、来年の3月には、輪番制の銀行が入れ替わる。開設後の運営管理委員会と、挙げると本当にたくさんの仕事が、現在でも、我々ちょっと遠くで見てもね、職員の大変さわかります。ですから、できれば、各課横断して、準備室みたいのをつくってもらって、指定管理者の契約もちょっと話がつれるとまた半月、半年まではもつれないと思いますけども、1カ月でも伸びると、また、次の仕事に差し障ってきますので、ぜひ、皆さん努力してね、協力して、推し進めていってほしいなと思っております。

最後の質問になるんですけども、大山スロープの環境問題について質問します。資料、写真のほどお願い申し上げます。

今まで何回か大山スロープの環境問題、質問してまいりました。なかなか、向上しないので手は焼けるんですけども、執行部のほうのごみ問題について、今後の対策などをお伺いできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 飯田議員ご質問の大山スロープの環境問題、利用者から排出されるゴミ問題対策についてお答えを申し上げます。

まずスロープ内での不法投棄につきましては、警察官OBの廃棄物対策監理官による巡視、発見した不法投棄物の回収を行っており、大山スロープを管理している国土交通省霞ヶ浦河川事務所でも、定期的な巡視と不法投棄の対応を行っていただいております。

また、平成27年度には霞ヶ浦河川事務所によって、啓発看板が堤防数カ所に設置され、ことしの7月には、稲敷警察署を中心に水上バイク利用者のマナー向上キャンペーンが大規模に行われ、本村からも啓発活動に参加をさせていただきました。

周辺地域のごみ集積場への投機に関する防止策といたしましては、掲示物の張りつけを行うとともに、集積場を通りから離れた目立たない場所への移設申請をお願いをしております。また、一部の湖面利用団体により、ごみの持ち帰りについて、チラシを配布したり、口頭での啓発活動を実施していただいているところでございます。

しかしながら、移設によって被害が減った分は、ほかの集積場に被害が拡散する結果となるなど、依然として一部のマナーの悪い利用者のごみ問題の解決には至っておりません。

霞ヶ浦の湖岸レジャーに限らず、自然に親しむ観光地においては、ごみは持ち帰りが基本的なマナーでございますので、さらなる啓発で対応していくことだと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 執行部、そして、担当課と話し合いながら、大山地区のごみ集積場の移設をしてまいりました。やはり予想したとおりですね、捨てやすいところへゴミが拡散してしまったというのが現状かなと思っております。いちごっこですけども、やはり地元住民と協力して対処願います。今まで以上に稲敷警察署とも協力して対応をお願いしたいと思っております。

次の質問です。資料のほうよろしく申し上げます。これもやっぱり、先ほど質問しました本来ならば大山のスロープ近辺に捨てられたごみですけども、移設されて大山のほうにきてしまったと、最近では土浦地区のほうまでごみが拡散しているという状況の写真でございます。生活環境課へは再三質問してまいりました。やっと看板も設置していただきました。看板のほうの写真、堤防の写真もしありましたら、ちょっとお願いしたいと思うんですけども、堤防の高さは約70センチ、幅が、厚さっていうんでしょうかね、これが約30センチくらいある特殊堤防でございます。中々ですね、こういった生活環境課、今まで質問してやっと27年にこういったものを掲示していただきました。これがいかんせん目が悪いせいかわかりませんが、1メートルか50センチ近くまでいかないとなかなか内容が呑み込めない状態でございます。近年ちょっと破けたりとか、字が薄くなってきておりますのでね、再設置の要望をしたいと思っておりますので、ぜひ、次はですね、見えやすく、そして、印象に残るような看板を設置していただきたいが、その対応をお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

啓発看板につきましては、平成26年に業者に委託をしようといったところで、幅100センチ、高さ70センチの看板を6枚、村で設置する方向で霞ヶ浦河川事務所申請をさせていただきました。しかし、設置場所が河川事務所管理地であるといったところ、内容的に

も霞ヶ浦河川事務所側で制作、設置すべきとの回答をいただきました。

現在設置をされているものにつきましては、A3サイズの看板でございますが、霞ヶ浦河川事務所が制作したものでありますが、いかんせん活字も小さく、中には剥がれてしまっている看板もございますので、今までの経緯も踏まえて、今後は河川事務所側に現行より大きな看板の設置といったところで、また見やすいものをお願いすべく協議をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 看板設置に関しては、2年、3年ぐらい前から生活環境課の方で美浦村の予算で作りましょうということやってきましたけども、国交省のほうで国交省所有物でございますので、国交省で看板を立てるということに依存はございません。

ぜひですね、もし看板設置という形で、今から国交省のほうにお願いすると思うんですけども、看板設置で、ぜひね美浦中美術クラブにですね、デザインと施工を依頼するということが可能なかどうか、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、美浦中の美術クラブにデザインのほうをお願いするといったところで、これにつきましては、依頼するその施工の時期というものがやっぱりあるかと思えます。その問題もあろうかと思えますけども、美浦中学校にお願いをすることは、可能ではないかと考えております。

その場合でもですね、堤防に施工する場合には、霞ヶ浦河川事務所との協議、許可が必要となってまいりますので、堤防にペインティングが可能かどうかといったところで、河川事務所のほうにもですね、こちらから協議を図っていきたいといったところで考えてございます。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ぜひ、美浦中の皆さんの力作を残したいです。また、今言われておりますレガシーもね、つくっていただきたいなと思っております。

資料のほう、ちょっと申し上げます。資料で見ていただくと分かるんですけど、特殊堤なんですよ、これ設計ミスかなんかちょっとわかりませんが、8カ所くらい幅20メートルくらいあると思うんですけども、ちょうど半分の10メートル、ほぼ8カ所、9カ所ぐらい、下まで全部ヒビ入っております。私の常識の中では、河川の堤防など、ちょっとでも水が漏れると崩れるというような話を聞いておりますけども、この状態で水かさが上がったときに、多分水は漏れるんだろうなと思っております。そこで、せっかく美浦中の方に許可をいただいてレガシーを残していただいても、この状態ではちょっとどうかなと思っておりますので、このヒビの原因ですね、これをどう対応するのか、村のどう対応するのかお伺いしたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 先日ですね、現地の方確認を私もさせていただきましたが、特殊堤のほうに全体で8カ所程度のヒビが見受けられました。ヒビの部分が先ほどの写真のほうにもありましたように、赤く染められていたといったところで、河川事務所のほうに連絡を取ってみましたが、確認はしているといったことは聞いてございます。再度、霞ヶ浦河川事務所のほうにヒビ割れの状況を確認をしていただき、また、内容につきましてですね、再度確認をさせていただきたいといったところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 河川事務所、国交省の事務所ですけれども、ほぼ毎日、土日は多分休みだと思っておりますけれども、毎日パトロールしているみたいですので、この状況は多分写真のとおり計測していると私は確信しております。確認ではなくですね、補修にするのかどういった原因で割れが起きたのか、今、多分議論中ではあるのかなど。補修に対しての予算計上するか計上しないかわかりませんが、要請ではなくてですね、現実に割れをいつ頃補修していただけるのかをちょっと聞いてもらったほうがよろしいかと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ご心配をいただき、ありがとうございます。これにつきましてはですね、飯田議員ご指摘のとおり、河川事務所のほうへ直接出向きまして、補修をするのか、また、再設計をするのかといったことですね、確認をとってまいりたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） これで私の質問を終了したいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分散会

平成28年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成28年12月16日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第2号 美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第3号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第4号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第6号)
議案第6号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第7号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第8号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第9号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 議案第11号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号 美浦村地域交流館条例
議案第15号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第7号)
議案第16号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第17号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第18号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第19号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第20号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第4号)

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第1号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第2号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第2号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第3号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第4号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

議員派遣の件

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	糸 賀 正 美 君
総 務 部	長	増 尾 嘉 一 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部	長	岡 田 守 君
教 育 次 長		堀 越 文 恵 君
総 務 課	長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課	長	平 野 芳 弘 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	大 竹 美 佐 子 君
税 務 課	長	中 澤 真 一 君

収 納 課 長	菅 野 眞 照 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	高 橋 利 夫 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
都 市 建 設 課 長	青 野 道 生 君
経 済 課 長	北 出 攻 君
生 活 環 境 課 長	石 神 眞 司 君
上 下 水 道 課 長	山 口 栄 美 君
学 校 教 育 課 長	増 尾 利 治 君
生 涯 学 習 課 長	埜 口 哲 雄 君
幼 稚 園 長	鈴 木 美 智 子 君
大 谷 保 育 所 長	小 崎 佐 智 子 君
木 原 保 育 所 長	沼 崎 公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成28年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第2号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第3号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第4号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第5号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第6号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第7号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第8号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第9号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第11号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から、日程第19 議案第20号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）までの10議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） 定例議会、再々開日、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第11号から20号まで、一括してご説明申し上げます。

まず初めに、議案第11号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から、議案第13号美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、関連する議案でございますので、併せてご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号及び12号につきましては、平成28年の人事院勧告に基づき、国家公務員にかかわる一般職の職員の給与に関する法律等が改正されたことに伴い、特別職及び職員の給与、勤勉手当等について、国家公務員と同様の措置を実施するため、所要の改正を行うものであります。

また、議案第13号につきましても、前2議案と同様に、平成28年の人事院勧告に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業さらに介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休業の分割取得及び介護のための所定労働時間短縮措置について条例の改正を行うものであります。

続きまして、議案第14号 美浦村地域交流館条例についてご説明申し上げます。16ペー

ジをお開きいただきたいと思います。

美浦村地域交流館の建設工事につきましては、平成29年3月に工事完了の見込みであり、新たに地域交流館を立ち上げる運びとなります。

愛称につきましては、一般公募をし、美浦村地域交流館運営委員会において、「地域交流館みほふれ愛プラザ」と決定させていただいたところでございます。そこで、「地域交流館みほふれ愛プラザ」の設置及び管理に関し必要な事項を定め、本村に活力やにぎわいをもたらすための交流拠点として、村民及び村外からの来訪者等、世代を超えて多く人々が集うことができる場を創出するとともに、子育て家庭への支援を推進し、もって地域の活性化を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

このふれ愛プラザは地域産品直売所、子育て支援センター、情報発信コーナー、多世代交流サロン、研修室の機能を有する複合施設であります。また、地域産品直売所は指定管理者に管理を行わせることができることとしております。議員各位にはこれまでもご報告させていただき、内諾をいただいておりますように、指定管理者にはJA茨城かすみを予定しているところであります。

続きまして、議案第15号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。22ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1,510万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億4,621万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、議案第11号及び第12号で説明しました人事院勧告に伴う条例に基づく本村職員、特別職と議員の皆様の給料、勤勉手当、共済費及び退職手当の調整を行うための補正予算及び地域交流館建設事業の補正予算となっております。なお、これらの職員給与費等の補正の詳細につきましては、34ページ以降の給与費明細書をご覧になっていただくこととし、個別の予算の説明は省略をさせていただきたいと思います。

次に、第2条の繰越明許費では、議案第5号の平成28年度美浦村一般会計補正予算（第6号）により計上いたしました、臨時福祉給付金の関連経費につきまして、翌年度へ繰越しのご承認をお願いしております。

最後に、第3条の地方債の補正では、地域交流館建設工事の増額補正に伴い、その財源としています地方債の限度額の変更をお願いしております。

それでは、歳出予算から申し上げます。職員給与費の補正の詳細につきましては、会計ごとの給与費明細書をご覧になっていただくこととし、個別の予算の説明は、省略させていただき、地域交流館建設工事費につきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。30ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村地域交流館建設事業費では、総額768万2,000円、増額補正をお願いいたしております。内訳としまして、杭の打設工事、根切工事の施行時に、想定外のコンクリートガラ、

木くず、混合廃棄物等の埋設物があり、この埋設物を適正に処分するための処分費を計上するとともに、機械設備工事及び電気設備工事費の増減調整を行ったことにより、工事請負費で650万2,000円増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。次に、看板設置工事の追加に伴い、地域交流館敷地整備等負担金で、118万円増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前にお戻りいただきまして、27ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、繰入金について申し上げます。基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、950万2,000円の増額補正を行い、繰入予算額を4億3,302万9,000円といたしております。

次に、村債について申し上げます。農林水産業費では、地域交流館建設工事費の増額補正に伴い、地域活性化事業債で370万円、一般補助施設整備等事業債で190万円の増額補正をいたしております。

以上、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第7号）の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第16号から第20号につきまして、議案第11号で説明いたしました、人事院勧告に伴う条例に基づく本村職員の給料、勤勉手当、共済費及び退職手当の調整を行うための補正予算となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、条例に基づき一般会計と同様に、給料及び勤勉手当の増額を行うとともに、この給料、勤勉手当の増額に伴い、共済費、退職手当も変更となりますので、あわせて調整をいたしております。これらの職員給与費の補正の詳細につきましては、会計ごとの給与費明細書をご覧になっていただくこととし、個別の予算の説明は省略をさせていただきたいと存じます。以上、議案第11号から20号についてご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明大変ご苦労さまでした。

○議長（沼崎光芳君） それでは、日程第10 議案第11号 美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第13号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議案第14号 美浦村地域交流館条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 議案第15号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 議案第16号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 議案第17号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第17 議案第18号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第18 議案第19号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第19 議案第20号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算
（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第20 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入求
める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

石川 修君。

○13番（石川 修君） それでは、追加議案書ナンバー2の4ページをお開きいただき
たいと思います。

発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由をご説明申し上げます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることが挙げられます。

昨年行われました統一地方選挙におきましては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割という状況でございました。

我が美浦村におきましても、昨年の8月に村議会議員選挙が行われたわけでございますけれども、皆様ご承知のとおり無投票当選でございました。

その理由として考えられますことは、議員を専業とした場合は、議員を退職した後の生活の保障は基礎年金しかございません。こうした状況において、特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入している厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が、議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第21 請願第1号 奨学金制度の改善と教育費の負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第1号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、12月8日木曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 日本労働組合総連合会茨城県連合会県南地域協議会 議長 木村太一氏、紹介議員は山崎幸子議員です。

委員より、現在、奨学金制度を利用し高校や大学で勉強していても、経済苦により中途退学している学生や、アルバイトに明け暮れ、本来の学業に専念できないことで単位がとれず、留年する学生たちがふえており、奨学金制度の本来の目的を果たしていない。

また、無事に卒業したとしても正社員になれず、安定した収入が得られないことから、奨学金の返済が滞っている現実、委員の周りでも多く目にしている。

安定した学業の習得と、返済ができる環境整備が必要である等々の活発な意見が出されましたことから、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願に対し、厚生文教常任委員会としては、採択とすることに決しました。

なお、意見書の内容につきましては、意見書案の中の「学ぶ意欲と能力を持った貧困世帯の子供が高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない」という表現は、貧困世帯の子供のみではなく、ほとんどの世帯の子供に同じことが言える状況であることから、「学ぶ意欲と能力を持った学生たちが」と変更し、さらに、文末の「状況を生む可能性を示唆しています」という表現も、「状況となっています」と、修正を行っております。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第22 発議第2号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願について、採択されましたことに対しまして敬意を表します。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第23 請願第2号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました、請願第2号を審査するため、12月8日木曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 一般社団法人茨城県保険医協会 代表理事 宮崎三弘、紹介議員は岡沢 清議員です。

委員より、保険医協会がどのような会か、という質問が紹介議員になされ、そこでの説明に了解されました。

また、委員より、高額療養費限度額や、窓口負担がふえることで、治療中のものも完治せず、途中で通院を断念せざるを得ない人が出てくる状況は、避けなければならない。

処方される薬代も支払えないので、薬の飲み控えが想定され、それでは薬の効果が半減し、早期回復が損なわれてしまうので好ましくない、等の意見が出されましたことから、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願に対し、厚生文教常任委員会としては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しまして議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了しました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 請願第2号に対して反対討論をいたします。

医療保険制度の見直しに関する議論のうち、高額療養費制度の見直しについては、経済・財政再生計画工程表により、2016年末までに結論を得るとされており、窓口負担割合の見直しについては、同改革工程表において、70歳から74歳までの窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえつつ、2018年度末までに検討、結論を得ることとされている。

これを受け、9月から12月にかけて開催された社会保障審議会医療保険部会において、高額療養費制度の見直しについての議論が行われたと聞いております。

審議会では、「持続可能な医療制度とするためにも負担能力に応じた負担を求めるべき」といった意見のほか、「高齢者の特性にも配慮し、きめ細かな検討をする必要がある」といった意見など、さまざまな意見が出されているようであります。

今後は、厚生労働省において関係者の意見を聞きつつ、改革工程表に基づきながら、議論が進むものと考えております。

また、世代間の公平や負担能力に応じた負担といった観点から、平均的に疾病が多いといった高齢者の特性等も踏まえ、検討されるものと期待しています。

加えて、国の審議が客観的な、総合的な観点から行われるためにも、現段階での意見書の採択は必要ないと考えております。よって意見書の提出には反対であります。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とすることです。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで、会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

自席で休憩願います。

午前10時52分休憩

午前10時55分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、飯田洋司君ほか3人から、発議第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、現行制度の継続を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定

をいたしました。

追加日程を配付いたします。

事務局。

○議長（沼崎光芳君） 追加日程第1 発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、現行制度の継続を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ただいま事務局のほうで、意見書の案申し述べました。

私のほうから意見、全く同じでございますので、省略させていただきます。

ぜひ、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

午前11時04分休憩

午前11時05分開議

○議長（沼崎光芳君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論ございませんか。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 先ほど、請願第2号で医療制度の見直しの件で反対討論をいたしましたけども、そのとおりです。よろしくおねがいします。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決定をいたしました。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

それでは、11時20分再開といたします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第24 請願第3号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第3号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第3号を審査するため、12月8日木曜日、午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤利行、紹介議員は岡沢清議員です。

委員より、保険料軽減特例の見直しは、低所得者にかかわらず、75歳以上の全ての年金受給者が負担増となるのは好ましくない。

後期高齢者医療広域連合でも、現段階で引き上げる必要がないと、保険料の見直しを行わなかったことを勘案し、現行制度の継続が望ましい。

等の意見が出されましたことから、後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出を求める請願に対し、厚生文教常任委員会としては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 請願第3号 後期高齢者の保険料軽減措置の継続を求める意見書の提出を求める請願に対する反対討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度におきましては、低所得者の保険料について、本則上、世帯の所得に応じて均等割部分を7割・5割・2割軽減する措置が設けられておりますが、特例として、7割軽減を受ける者について、追加的に9割軽減または8.5割軽減とし、一定の所得があるものについて課される所得割についても、5割軽減されております。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった者の保険料については、加入後2年間は均等割を5割軽減する措置が設けられておりますが、特例として期間を定めず9割軽減とされております。

この保険料軽減特例につきましては、昨年1月の「医療保険制度改革骨子」において、きめ細かな激変緩和措置を講じながら、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すことと定められております。

これを受け、9月から12月にかけて開催されました厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会におきまして、保険料軽減特例の見直しについての議論が行われたと聞いております。

なお、審議会の中では、「後期高齢者医療制度は定着しており、経過措置として導入された特例は見直ししていくべき」とのご意見や、「高齢者の特性や生活に配慮した激変緩和などの措置が必要」とのご意見、「混乱を生じないようによく周知を行うべき」とのご意見など、さまざまなご意見が出されたようであります。

今後、厚生労働省におきまして、関係者のご意見を聞きながら、医療保険制度改革骨子に基づきながら、議論が進むと考えられます。

低所得者及び高齢者の生活防衛の観点はもちろん重要であります。しかし、一方で、世代間の公平や負担能力に応じた負担といった考え方は、若い世代のことを思うと避けては通れない課題であります。

このような状況を鑑みれば、直ちに今回提出されている請願事項に、賛成することはいきないと思っております。

国におきまして、一方の観点に偏らず、総合的な議論、検討を行っていただくためにも、意見書の提出には、私は反対でございます。

ご理解のうえご賛同をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで会議の途中でありますので、暫時休憩といたします。

自席で休憩願います。

午前11時29分休憩

午前11時30分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、飯田洋司君ほか3人から、発議第4号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付いたします。

事務局。

○議長（沼崎光芳君） 追加日程第2 発議第4号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

[議案朗読]

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 後期高齢者保険料軽減特例の継続についての意見書ですが、詳細のほうは、今、事務局のほうで述べたとおりでございます。

議員の各方にはぜひ、現状の低所得者に対しての保険料増につながりますので、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 先ほどの請願第3号の反対討論と同じでありますので、討論は省略させていただきますので、ご理解の上ご賛同をお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 反対ということによろしいですね。

○3番（葉梨公一君） はい。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第25 議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣しようとするものです。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第26 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成28年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 塚本光司

署名議員 岡沢清

署名議員 飯田洋司